

# 行政書士 NAGANO

題字：長野県知事 阿部 守一 氏筆



# 行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

- 1 行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 2 行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
- 3 行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
- 4 行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 5 行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

## 〔表紙〕

作者：中嶋 豊

長野県警山岳遭難救助隊第9代隊長として活躍され、県警退職後、行政書士登録をされて私どもの長野県行政書士会の会員となりました。著作の『信州山歩き地図～北信・中信編』、『信州山歩き地図～中信・南信編』には長野県の山々が描かれており、手にとって眺めるだけで登山の気分を味わうことができます。

# 目 次

会長のページ	・ .....	2
新規登録者 必須研修会	・平成26年度新規登録者必須研修会 .....	4
	・受講生の意気込み .....	5
	・講師からの応援メッセージ .....	11
業務資料	・適正な価格による工事発注について（お願い） .....	13
	・いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証による借入金に係る 経営事項審査の事務取扱いについて（通知） .....	17
	・「自動車登録業務等実施要領の制定について」の一部改正について .....	23
	・経営事項審査の審査項目及び基準の改正に係る留意事項について（通知） .....	34
	・「建設業許可の手引」及び「経営事項審査申請所作成の手引」の改正に ついて（通知） .....	38
	・建設業許可の事務取扱いについて（通知） .....	43
日 行 連 関 東 地 方 協 議 会	・広報担当者会議報告 .....	44
広 報 活 動	・SBCラジオの取材 .....	45
	・行政書士記念日無料相談会報告 .....	46
	・長野県行政書士会のホームページについて .....	51
お 知 ら せ	・平成26年度行政書士試験合格者について .....	53
	・平成27年度定時総会・定期大会のご案内 .....	53
	・平成27年度会長選挙のお知らせ .....	54
	・DVDの注文 .....	55
	・行政書士PR用パンフレットの注文 .....	55
	・斡旋物一覧表 .....	55
会 議 報 告	・ .....	56
支 部 だ よ り	・諏訪支部 .....	62
長野県行政書士 政治連盟のページ	・第9回隣接士業政治連盟懇談会（報告） .....	63
会 員 の 動 き	・入会・退会・ご逝去 .....	64
編 集 後 記	・ .....	64
各都道府県行政 書士会名簿	・ .....	裏表紙

## 会長のページ

長野県行政書士会  
会長 山崎隆二



### 広がる行政書士としての世界

私は、平成23年5月の定時総会で、長野県行政書士会の歴史上初めて行われた代議員を選挙人とする会長選挙により会長に就任し、47都道府県の行政書士会（以下「単位会」という。）を構成員とする日本行政書士会連合会（以下「日行連」という。）の理事にも就任しました。

会長に就任して感じることは、個々に独立して許認可及び権利義務・事実証明に関する法務事務を業として行う行政書士の集合体である長野県行政書士会（以下「本会」という。）の舵取りの難しさであり、日行連との連動の大切さです。

これまでの「会長のページ」に執筆し続けてきたことを端的に表現すれば、「法務事務職」又は「隣接法律専門職」としての行政書士は、感情的・観念的な思考ではなく、常に法的思考・法的根拠を持つ組織人としての倫理を伴った言動に努めることです。

独立した個人行政書士としての顧客との対応に始まり、支部会員としての支部運営への協力、本会会員としての組織運営への協力、全国的業務を扱う日行連と日政連の活動への協力・・・これら全てがリンクしているという組織への理解と

組織人としての意識があれば、個々の行政書士の世界は広がっていきます。

社会的存在である人間は、個人としてだけで生きることはできず、特に行政書士は他人に代理することで生業を為しえることから、「利他」が基本です。

法的には、行政書士法は、憲法で保障される結社や職業選択の自由を制限する法律として存在し、行政書士は「有資格者」として与えられた「特権」を有する一方で、職業倫理的義務を負い、また、登録即入会制度を採用することから法と会則の遵守や会費の支払い等、制度目的と組織の規律を守る義務を担保に個人会員の業務遂行が認容されています。

こうした「仕組み」や「環境」について各個人会員があらためて認識すると、実は個人会員の行動半径と能力はどんどん広がっていきます。

私は会長に就任してからは、こうした理念をベースとして本会を運営してきました。

具体例を挙げると、会則では明確でない苦情事案の受付と会費滞納者に対する手続を「要領」として規定したこと、業務組織にエキスパートを結集して研修会を本会主導にし、支部と連携することで重複する研修会出席への会員負担を軽減

し、広い長野県の各地で開催することで「負担の公平」を図っていることです。

対外的には、県をはじめとする外部機関からの講師招聘などにより連携を図り、会則を改正して本会として受託事業を導入し、金融機関と共催の学習会も行ってきました。また、会長に就任して以来、会員の不祥事に対して慎重かつ厳然と対応してきていますが、このことが対外的には本会の評価向上につながっています。

今本会には、行政書士業務のベースとなる許認可申請に関する重厚な業務処理能力基盤、相続をはじめとする権利義務関連の業務処理と相談への対応能力、裁判外紛争解決の研修で培ってきた問題解決能力、成年後見で学んだ財産管理や身上監護などの認知症高齢者に対応する能力、法規的な視点と監察的な視点から判断する能力など、これまで以上に多面的な機能が備わってきています。

この組織の持つ能力を一層伸長し、会員が利活用してもらいたいと思います。

身の回りの先輩会員と一緒に、個人が支部及び本会に所属する者として連動し、会全体の信用力と処理能力において市民のニーズに応えられる基盤をしっかりと構築するため、私は引き続き会長として、船長として、リーダーシップの舵を取っていきたいと思います。

## 暴力団等排除対策委員会の活用

2月13日に東京都暴力団排除対策委員会との意見交換会を開催しました。

本会が顧問に委嘱している長野県警本部組織犯罪対策課と長野県暴力追放県民センターからもご臨席いただきましたが、今後は本会会員にこの組織を活用してもらいたいと思います。

具体的には、顧客や取引相手が反社会的勢力に関係する者に該当するか等について長野県警本部組織犯罪対策課に照会できる体制を本会では取っていることであり、このことを各行政書士会員が顧客等にきちんと説明することにより行政書士としての社会的信頼度がぐっと増すということです。

東京会では、不当要求防止責任者講習会の修了者には、暴追センターから支給される看板に加えて、東京会から受講済み証明書（「グリーンカード」）を交付し、会員がこれを携行するなどの一歩進んだ活動も展開しています。

前述した会の組織を通じて得られる様々な業務処理能力に加え、「利他」の精神と倫理の基盤の上に「きっぱりとした行政書士」という態度と対応ができればまさに「先生」と呼ばれるにふさわしい人間に近寄れるものと期待します。

# 平成26年度新規登録者必須研修会

平成27年1月20日(火)・21日(水)の1泊2日で松本駅西口にあるホテルモンターニュ松本にて新規登録者36名参加のもとに行われました。

- 第1日目 (1) 行政書士と倫理  
(2) 農林部関係業務  
(3) 建設業に関する業務  
(4) 自動車登録の基本手続きと実務  
(5) 行政書士の国際業務  
(6) 産業廃棄物収集運搬業許可申請等  
(7) 事務所経営 (web活用)・・・外部講師
- 第2日目 (8) 風俗営業許可申請等業務  
(9) 企画研修部の紹介と知的財産業務  
(10) ADR (裁判外紛争解決手続) と行政書士  
成年後見制度概論  
総務部・広報部の紹介～写真撮影～  
(11) 行政書士と法律  
(12) コンプライアンス等  
(13) 行政書士業務と業際関係



企画研修部のもと各分野で活躍されている先生方が講師を務めて頂きました。泊りがけの2日間の研修は大変疲れたかと思いますが、たくさんの諸先輩の先生方と接し視野が広がり、これからの業務に当たり良い経験の場でもあったのではないかと感じます。懇親会のテーブルで意気投合し、講師と新規登録者と一緒に二次会に行ったという話も耳にしました。

(11)(12)(13)については、一般会員も受講が出来るオープン参加型で、特に長野・松本支部においては無料相談会の相談員制度の一環として必須受講が義務付けられており多くのベテラン会員も受講されました。

(広報 藤森ひろ子)



# 受講生の 意気込み

## 〈質問事項〉

- ①趣味／特技
- ②自己PR／抱負

自信を持って  
誠実に



氏名 篠原 政善  
支部 佐久支部

- ①音楽鑑賞
- ②頭脳を鮮明にし、ひとつひとつの仕事に余裕を持ってきちとこなして行きたい。

一歩ずつ  
着実に



氏名 小平 宗  
支部 佐久支部

- ①音楽鑑賞、読書
- ②どのような相談にも自信を持って応えられるように、一歩ずつ着実に精進していきたいと思えます。

信頼  
第一



氏名 北澤 裕美  
支部 佐久支部

- ①音楽、ゴルフ
- ②街（地域）の法律家（相談者）として何ができるのか。  
出合いを宝とし、信頼を心に。

あながち二層目の  
人生を送って  
一度目は、50代後半が  
しんどい、しんどい  
すべて間違えたこと  
した方がいい、と



氏名 渡邊 博昭  
支部 佐久支部

- ①ヒルクライム（自転車で峠道を走ること）
- ②信頼され安心して仕事をまかせていただける法律家を目指します。

繋がり  
行政書士業



氏名 小井土和彦  
支部 佐久支部

- ①ブルーベリー栽培、少林寺拳法
- ②業務を実施する上で、法律・条例の解釈を正しく理解し、依頼者に適格に応え満足していただける様努める。

Keep It  
Simple,  
Stupid.



氏名 中澤 健  
支部 上田支部

- ①読書、サーフィン
- ②慢心せず、向上心を保ち、依頼者のニーズを満たす行政書士を目指します。

一  
専  
夕  
能



氏名 伊藤 宗泰  
支部 上田支部

- ①旅行、温泉
- ②依頼主様一人一人が満足いただけるよう、ていねいな対応を心がけたいと思います。

誠誠  
意心



氏名 岩下 博明  
支部 上田支部

- ①松本山雅の試合をゴール裏で見る
- ②依頼者の期待に応え業務を通じて社会に貢献できるよう日々努力を重ねます。よろしくお願い致します。

辟  
靦



氏名 長崎 晃大  
支部 諏訪支部

- ①読書
- ②只今、絶賛追風中。  
流れに乗って頑張ります。

吾雖自  
往千反  
矣萬而  
人縮



氏名 村上 邦之  
支部 諏訪支部

- ①温泉巡り
- ②一字一句を大切にします。業務研修に積極的に参加し、自己研鑽に努めます。みなさまよろしくお願ひします。

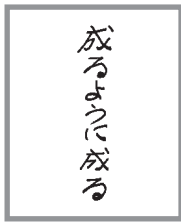
臥  
薪  
嘗  
胆



氏名 土橋 孝充  
支部 諏訪支部

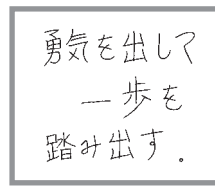
- ①釣り
- ②これから様々な知識を身に付け、地域に貢献できる行政書士になりたいです。





氏名 児玉 直通  
支部 諏訪支部

- ①野鳥写真撮影
- ②無理せず自分のできることをやる。



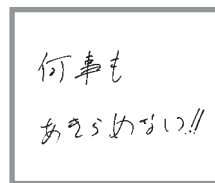
氏名 打田 明弘  
支部 伊那支部

- ①FX
- ②微力では有りますが、地元、地域の方々のお役に立てるよう、努力を重ねて参りたいと存じます。



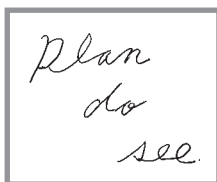
氏名 大澤 剛  
支部 伊那支部

- ①空手、音楽鑑賞（主にハードロック、ヘヴィメタル）、大相撲観戦
- ②明るく、楽しく、誠実な行政書士を目指し、一人でも多くの方を幸せにしたいと思っています。どうぞ宜しくお願いします。押忍!!



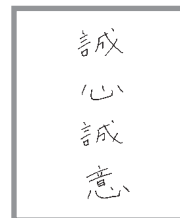
氏名 窪田 憲和  
支部 伊那支部

- ①野菜作り
- ②余りがんばり過ぎないように、足もとを見つめ、一步一步進んでいこう。



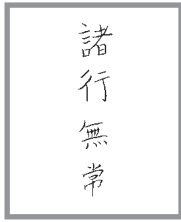
氏名 勝野 公雄  
支部 飯田支部

- ①山登り
- ②日々精進し、地域の方に信頼される行政書士になりたいと思います。



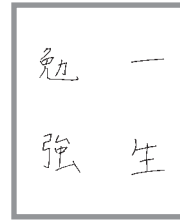
氏名 小笠原 聡  
支部 松本支部

- ①そば打ち
- ②地域の方々に「身近」に感じて戴けるような行政書士を目指します。



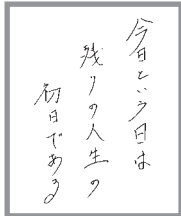
氏名 村田 知士  
支部 松本支部

- ①映画鑑賞
- ②勇猛精進、日々精進。



氏名 大澤 浩平  
支部 松本支部

- ①絵画
- ②地域社会に必要なだと言ってもらえるように、がんばりたいと思います。



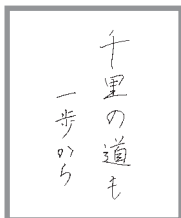
氏名 宮澤 優一  
支部 松本支部

- ①フットサル、ゴルフ（下手の横好き）
- ②相談ごとがあった時、真っ先に「彼に相談しよう」と思ってもらえる街の法律家を目指し笑顔大切にします。



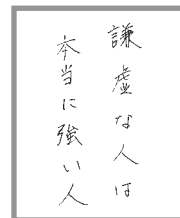
氏名 須澤光太郎  
支部 松本支部

- ①釣り、スノーボード
- ②人は日々努力し続け、1000日経った頃ようやく一人前となる。私も早く一人前となり皆様のお役に立てるよう努力したいと思います。



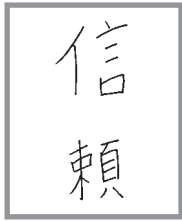
氏名 村山 敏志  
支部 松本支部

- ①旅行、パチンコ
- ②まだまだ右も左も分かりませんが、一歩ずつあせらず進んで行きたいです。先輩方、ご指導お願い致します。



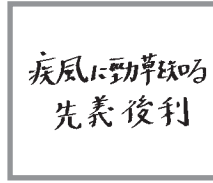
氏名 傳刀 健  
支部 松本支部

- ①子供と遊ぶ
- ②謙虚な姿勢を保ち、依頼者様に感動を超えるサービスを提供できる様、日々研鑽に励みたいと思います。



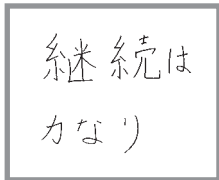
氏名 田口 正幸  
支部 松本支部

- ①映画鑑賞、サッカー観戦
- ②信頼される街の法律家になるべく日々何事にも一所懸命!!



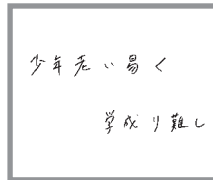
氏名 北沢 浩明  
支部 松本支部

- ①ポタリング (のんびりサイクリング)
- ②お客様と真摯に向き合い、地域で末永く信頼される法務事務所となるよう日々努めてまいります。



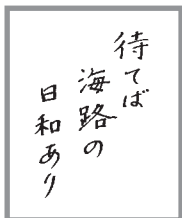
氏名 金子 宣昭  
支部 松本支部

- ①釣、読書
- ②身近な街の法律家として、1人でも多くの方のお役に立ちたいと思います。



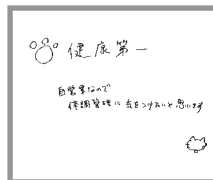
氏名 赤羽 稔  
支部 松本支部

- ①経済記事、将棋
- ②困りごと相談・人助けになるような仕事ができればと思います。



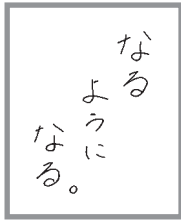
氏名 佐藤 明美  
支部 松本支部

- ①趣味：音楽鑑賞、読書、歩くこと  
特技：英会話、料理、ヨガ
- ②柔軟な思考を心掛けながら、与えられた仕事に、丁寧に取り組みたいと思います。



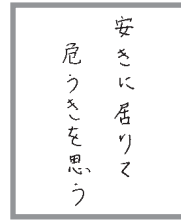
氏名 小谷美和子  
支部 長野支部

- ①ねこと遊ぶこと
- ②長野市内で司法書士と兼業で開業しています。よろしくお願ひします。



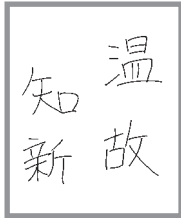
氏名 中島慎太郎  
支部 長野支部

- ①ランニング、ウォーキング、釣り
- ②どのような状況でも「なるようになる」の精神で挑戦して行きたいです。



氏名 外谷場親一  
支部 長野支部

- ①旅行、パワーストーン作り
- ②裁判所書記官としての経験、強みを生かして、早く行政書士業務に精通し地域の方々のお役に立てるようになる。



氏名 山崎 岳彦  
支部 長野支部

- ①読書
- ②地域の人々に信頼される行政書士となれるよう、日々、努力を続けてゆきます。



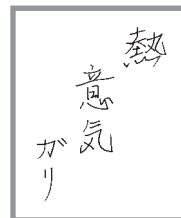
氏名 小山 朝之  
支部 長野支部

- ①音楽鑑賞、美術鑑賞
- ②会社員としての定年を迎え、第2の人生として社会貢献の出来る行政書士の仕事を選びました。日々精進し、一日も早く人の役に立てる法律家を目指します。



氏名 本藤 公彦  
支部 長野支部

- ①スポーツ観戦、自転車
- ②日々の研鑽を怠らず、依頼をしていただいた方に満足していただける仕事を提供し続けていくこと。



氏名 高坂亀美雄  
支部 北信支部

- ①毎朝1時間の犬との散歩
- ②母校初代校長の言葉で、仕事も人生も情熱と意気込みを持って集中して進んで行きたいと思います。

# 講師からの応援メッセージ

(※ 講義順)

## ☆佐藤勉先生

誠実で親切な対応に心掛け、依頼者と行政から信頼される街の法律家、行政書士を目指して下さい。

貴方ご自身が商品です。日々の努力が大きな実を結びますよう頑張ってください。

## ☆若林政夫先生

最初から仕事は来ません。

- 1 に、勉強（研修会参加、法令理解等）
  - 2 に、我慢
  - 3 に、あきらめない
  - 4 に、一度知り合ったお客様とはハートで接する。
- 徐々に仕事が増加します。

## ☆香坂宗一先生

- 1 謙虚（むやみと威張り始めると成長終了）
- 2 継続方法の模索（人間万事が塞翁が馬）
- 3 趣味で陶冶（眠れぬ夜のために）

## ☆小林一夫先生

まず、各支部の専門部会（興味をもった分野）の研修会等に参加して、先輩等と知り合いになって下さい。仕事が軌道に乗るには、少なくとも2～3年はかかるつもりで取り組む覚悟が必要です。待っているだけでは仕事はきませんので、人とのつながりを持つことが早道だと思います。がんばりましょう。

## ☆吉田靖史先生

二日間の研修会、お疲れさまでした。

この研修会で業務の全てが分かる訳ではありませんが、講義から得られるものは多かったのではないのでしょうか。

これからも各専門部が催す研修会に積極的に参加して、学んでいただくと共に相談し合える仲間を増やしてください。

## ☆清水博先生

気力・体力・忍耐力で頑張れ！

## ☆永村清造先生

ご開業おめでとうございます。2日間の研修会お疲れさまでした。

多岐に渡る業務の中で、ご自分の得意分野を作り出し、お客様に信頼されるプロフェッショナルとなれんことを祈ります。

☆和田英幸先生

勇気を出して一步踏み出してみよう。

必ず成功できる。

まじめに頑張ってください。

☆臼井清文先生

昨年の暮れより新年にかけての新聞、本よりの言葉として

稲盛和夫氏の「利他の心」と安保徹著老けない人の免疫力より「花咲く失敗」が印象的であり、私も今年の目標にしたいと思い紹介致します。

「利他の心」とは、自らの利益をただ追求するのではなく、自分以外の周囲の人たちが豊かになるように考える。

「花咲く失敗」とは、潔く自分の非を認め、それを教訓として新たな人生に生かしていくように考える。

☆山本準一先生

あらゆる士業の中で職務分野を広範囲に持つ行政書士は、他士業から見て羨望の士業とも言えますが、また逆に専門職としてはその専門性が解りずらい職業だとも言えます。

ですから、これから行政書士を生業としていくためには、過去に誰もやってなかった新しい行政書士のビジネスモデルを自らが作り、いち早く立ち上げ、他の追随を許さないプロフェッショナルになってしまうことが一番の「成功聖書」だと思います。……………健闘を祈ります。

☆荻原政吉先生

時代の要請を見極めて

新たな分野に挑戦して行って下さい。

☆山本金一先生

ご入会おめでとうございます。

この資格の凄さを知ってからが勝負です。

☆二瓶裕史先生

新規登録者のみなさん、2日間の研修会大変お疲れ様でした。

常に傍らには六法を持つ、そんな行政書士になってください。

お互い切磋琢磨し、すばらしい行政書士ライフを送りましょう！

☆石井喜博

私達は、法律・手続の専門家として、胸を張って、又、法を遵守して、他士業の方々と手を取って、市民の皆さんの為に頑張って活躍して下さい。

# 業 務 資 料

日行連発第1278号  
平成27年2月9日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会  
会 長 北 山 孝 次  
第一業務部  
部 長 矢 野 浩 司

適正な価格による工事発注について（お願い）

平成27年1月30日付で国土交通省土地・建設産業局より、「適正な価格による工事発注について」という通知があり、その周知依頼がありました。

つきましては、同文書を別添のとおり送付いたしますので、所属会員への周知にご協力くださいますようお願いいたします。

また、日行連会員HPにも当該文書を掲載いたしますので、併せてご参照ください。

<別添資料>

○「適正な価格による工事発注について」（平成27年1月30日・国土入企第28号）

以上



国土入企第 28 号

平成 27 年 1 月 30 日

日本行政書士会連合会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局長



### 適正な価格による工事発注について

本日、平成 27 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）を決定・公表しました。これは、公共事業の積算に用いる労務費の単価であり、約 16 万人の技能労働者の賃金実態調査に基づいて、原則毎年度、各都道府県・51 種ごとに決定しているもので、新労務単価は、本年度当初の労務単価と比べ、全国平均で 4.2%、被災三県の平均では 6.3% の上昇となったところです。これにより、平成 24 年度の労務単価と新労務単価を比べると、全国平均で 28.5%、被災三県の平均では 39.4% の上昇となります。

近年の技能労働者に係る就労環境の変化は大きく、建設投資の大幅な減少に伴って、著しい低価格による受注が増加し、そのしわ寄せが労働者の賃金低下をもたらして、若年入職者は大きく減少しています。技能労働者の育成には一定の期間を要するものであり、このままでは、施工に必要な技能労働者の不足が一層激しくなり、近い将来、建設工事の円滑な施工に支障を生じるとともに、工事の品質にも影響が及ぶおそれがあります。

また、公共事業に関しては、平成 26 年 6 月 4 日、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。以下「公共工事品質確保法」という。）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）等の改正が行われ、公共工事品質確保法において、将来にわたる公共工事の品質確保と其中長期的な担い手の確保が基本理念として追加されたところです。

工事の品質確保と其中長期的な担い手の確保については、公共工事又は民間発注工事を問わず建設産業を巡る共通の課題であり、現在の労務費の上昇は、上記の通り、低価格受注のしわ寄せで著しく下落した技能労働者の賃金が回復しつつあること等によるものであるところ、工事の品質確保及び将来にわたる担い手確保のためには、適正な水準の賃金が発注価額に適切に織り込まれることが必要です。



つきましては、技能労働者の適切な賃金水準の確保に不可欠となる、適正価格による工事発注に向け、下記のとおり、傘下の会員企業各位に取り組んでいただきたく、周知徹底方よろしくお願いいたします。

## 記

### 1. 新労務単価の背景事情を踏まえた適正価格による工事発注

新労務単価は、公共工事の予定価格を積算するために公共事業に従事する技能労働者の賃金支払い実態を調査し、その結果に基づき設定しているものであり、また、現場の技能労働者の募集に要する費用等、労働者に支払われない諸経費分は別途精算され、含まれておりません。

新労務単価は、公共事業の円滑な執行にさらに万全を期するとともに、この上昇が技能労働者の賃金に反映され処遇改善が進むことへの期待を背景としていることへの十分なお理解をいただき、建設工事を発注するときは、必要な経費を適切に見込んだ適正な価格で請負契約を締結するようにお願いいたします。また、受注者から、物価、賃金等の変動を理由とする請負代金額の変更申請があったときは、柔軟に対応していただくようお願いいたします。

なお、建設業法第19条の3に規定されているとおり、建設工事の発注者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額で契約を締結してはならないことに、改めてご留意ください。

### 2. 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底

社会保険等への加入は、労働者を雇用する事業者及び労働者にとって法令上の義務です。新労務単価においても、引き続き、技能労働者が社会保険等へ加入するために必要な法定福利費相当額（本人負担分）が勘案されているほか、国土交通省直轄工事においては、既に平成24年4月に行われた現場管理費率式の見直しにより、事業主が負担すべき法定福利費相当額についても、適切に予定価格に反映されるよう措置されているところ です。

このため、建設工事を発注するときは、法定福利費相当額（事業主負担分及び本人負担分）を適切に含んだ額で請負契約を締結するようにしてください。

なお、法定福利費相当額を含まない金額で建設工事の請負契約を締結した場合には、工事の発注者は、保険加入義務を定めた法令への違反を助長するおそれがあると同時に、建設業法第19条の3の違反当事者となるおそれがありますので、十分ご留意ください。

### 3. 消費税の適切な支払い

平成 26 年 4 月 1 日の消費税率の引き上げに関連して、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成 25 年法律第 41 号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）が施行されたところです。引き続き、消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法を遵守し、適正な建設工事の請負契約の締結及び代金の支払いを行っていただくようお願い致します。

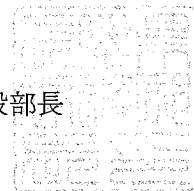


26 建政第 309 号

平成 27 年（2015 年）2 月 16 日

長野県行政書士会長 様

長野県建設部長



いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証による借入金に係る  
経営事項審査の事務取扱いについて（通知）

このことについて、国土交通省土地・建設産業局建設業課長から別添のとおり通知がありました。

ついては、御承知いただくとともに、適切な事務が図られますよう御配意願います。

建設政策課 建設業係
（課長）内堀 幸夫（担当）多田 真也
電 話 026-235-7293
ファクス 026-235-7482
電子メール kensetsu@pref.nagano.lg.jp

国土建第266号

平成27年2月6日

長野県建設部長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課



いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証による借入金に係る  
経営事項審査の事務取扱いについて

平成26年度補正予算におけるいわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証による借入金に係る経営事項審査の事務取扱いについては、下記のとおりとする。

記

1. 平成20年国土交通省告示第85号「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」第一の二2における「基準決算における流動負債と固定負債の合計の額」（以下「負債合計額」という。）に含まれる、経営状況分析の申請者がいわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証により金融機関から受けた借入金の額（以下「ゼロ債金融保証による借入金」という。）は、負債合計額から控除することができることとする。
2. 経営状況分析の申請者がゼロ債金融保証による借入金の負債合計額からの控除を求める場合においては、経営状況分析申請書（建設業法施行規則別記様式第25号の8）の余白に「ゼロ債金融保証による借入金 ○○○円」と記載して申請を行うこととする。
3. 1. により控除することができる金額は、いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証による融資を実行した金融機関が別添様式又は金融機関所定の様式により残高証明したものに限ることとする。

〈様式〉

平成 年 月 日

いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証による融資残高証明書

(登録経営状況分析機関)

代表者 ○○ ○○ 様

○○銀行

○○支店長 ○○ ○○ 印

○○株式会社に対する平成 年 月 日現在のいわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証による融資残高は、○○, ○○○, ○○○円であることを証明します。

なお、その内訳は以下のとおりであり、各融資に係る金銭消費貸借契約証書（これに類するものを含む。）の写しを添付致します。

発注者	工事名	融資日	弁済期日	融資残高

# ゼロ国債工事等に係る資金繰りの円滑化について

平成27年2月4日  
国土交通省土地・建設産業局建設業課

## ◎ 保証事業会社による金融保証の実施

平成26年度補正予算におけるゼロ国債工事等について、その早期着工に要する資金を受注企業が調達するに際して、前払金の保証を行う予定の保証事業会社が、100%の金融保証を行うこととする。

- \*保証の範囲：平成27年度当初に支払予定の前払金相当額を限度
- \*低入札価格調査の対象となった者と契約した工事は対象外

### 【モデルケース】

- ・請負金額 1億円
- ・融資希望額 1,000万円  
(材料代金：700万円、直用労務費：300万円)
- ・融資希望期間 平成27年3月15日から1ヶ月間
- ・保証料 約9,000円(日歩3厘＝年利1.095%)
- ・貸出利息 約18,000円(年利2.2%と仮定)

⇒ 約3万円(保証料+利息)で1ヶ月間、1,000万円の融資を受けることが可能

～建設企業の年度末の資金繰りを応援します～

## 保証事業会社による“ゼロ債金融保証”

以下の事項を全て満たす方が対象となります。

- ☑ 平成26年度中に前払金が支払われない工事（ゼロ国債、ゼロ県債、ゼロ市債工事など）を受注した。
- ☑ 低入札価格調査の対象となっていない。
- ☑ 早期着工に必要な資金を金融機関から調達したい。



保証事業会社による金融保証を受けることにより、金融機関からの融資を受けやすくなります。



**国土交通省**

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

## 制度の概要

ゼロ国債等の公共工事について、早期着工に要する資金を調達する際に保証事業会社が債務保証を行うことで、金融機関からの融資が受けやすくなります。

- 対象工事は・・・平成26年度に国又は地方公共団体等と請負契約を締結した公共工事で、当該年度中に発注者から前払金が支払われない工事が対象となります。  
ただし、低入札価格調査の対象となった者と契約した工事は、対象となりません。
- 保証範囲は・・・当該公共工事の着工に必要な資金で、平成27年度に発注者から支出される予定の前払金の額の範囲内となります。
- 保証料は・・・保証金額（借入金額）に対して日歩3厘（年利＝1.095%）となります。  
なお、借入金に対しては、別途、金融機関所定の貸出利息が必要となります。

## モデルケース

- \* 請負金額 1億円
- \* 融資希望額 1,000万円  
(材料代金：700万円、直用労務費：300万円)
- \* 融資希望期間 平成27年3月15日から1ヶ月間
- \* 保証料 約9,000円（日歩3厘＝年利1.095%）
- \* 貸出利息 約18,000円（年利2.2%と仮定）

⇒ 約3万円（保証料＋貸出利息）で1ヶ月間、1,000万円の融資を受けることができます。

## 主な相談窓口

北海道建設業信用保証(株) TEL 011-221-2092

(<http://www2.hokkaido-cs.co.jp/>)

東日本建設業保証(株) TEL 03-3545-5125

(<http://www.ejcs.co.jp/>)

西日本建設業保証(株) TEL 06-6543-2556

(<http://www.wjcs.net/>)

※ 保証事業会社の各支店で保証の申込を受け付けています。詳しくは各社のHP等で確認してください。

国土交通省 建設業課	TEL 03-5253-8277
北海道開発局 事業振興部 建設産業課	TEL 011-738-0233
東北地方整備局 建政部 計画・建設産業課	TEL 022-225-2014
関東地方整備局 建政部 建設産業第一課	TEL 048-600-1906
北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課	TEL 025-370-6571
中部地方整備局 建政部 建設産業課	TEL 052-953-8572
近畿地方整備局 建政部 建設産業課	TEL 06-6942-1071
中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課	TEL 082-511-6186
四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課	TEL 087-811-8314
九州地方整備局 建政部 計画・建設産業課	TEL 092-471-6331
沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課	TEL 098-866-1910



日行連発第 1378 号

平成 27 年 3 月 3 日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会

会長 北山孝次

第一業務部

部長 矢野浩司

「自動車登録業務等実施要領の制定について」の一部改正について

今般、国土交通省自動車局より、検査対象外軽二輪車の届出について運用の見直しを行い、「自動車登録業務等実施要領」を一部改正したことについての周知依頼がありましたので、お知らせいたします。各単位会におかれましては、所属会員への周知をお願いいたします。今回の改正は軽二輪に係る部分のみであり、大きな改正点については以下のとおりです。

<新規届出>

- ・「提出書類」に輸入の事実を証する書面が追加されました。

輸入車については、現在も輸入の事実を証する書面の提出をしていますが、実施要領に正式に記載されました。

- ・「提出書類」に側車付軽二輪車車両の外観がわかるような図面や写真等が追加されました。

この数年、側車付軽二輪車の要件を満たしていない車両が、現車確認がないのをいいことに側車付軽二輪車として届け出る事例が多いことから、提出書類に追加されることとなりました。

<返納関係>

- ・返納に係る書面は 2 種類ありますが、それらを統合した様式に変更されました。

その他、改正の詳細につきましては下記資料をご確認ください。なお、当該通達の施行は 5 月 1 日からとされておりませんが、新規届出に係る部分については施行日を待たずに開始されております。返納に係る新様式については使用開始が 5 月 1 日とされており、旧様式は 4 月末までの使用とし、5 月から新様式をご利用いただくようお願いいたします。

記

<別添資料>

○「自動車登録業務等実施要領の制定について」の一部改定について

【国情第 186 号、国自整第 301 号】、平成 27 年 1 月 28 日付

以上

(別添)

国自情第188号  
国自整第304号  
平成27年1月28日

各地方運輸局長 殿  
沖縄総合事務局長 殿  
(単名各通)

自動車局長

「自動車登録業務等実施要領の制定について」の一部改正について

検査対象外軽自動車（以下「軽二輪」という）の届出について、運用の見直しに伴い、「自動車登録業務等実施要領の制定について」（平成18年1月30日付け国自管第166号、国自技第232号）の一部を下記のとおり改正し、平成27年5月1日から適用することとしたので、事務処理上遺漏無きよう取り計らわれたい。

記

「自動車登録業務等実施要領の制定について」（平成18年1月30日付け国自管第166号、国自技第232号）を以下のとおり改正する。

### Ⅲ. 軽二輪

#### 1. 新規届出

##### 1-1. 新車（初めて軽自動車届出済証の交付を受ける場合）

###### (1) 提出書類

「(イ)」の次に次のように加える。

(ウ) 輸入の事実を証する書面（輸入自動車の場合に限り必要）

「(ウ)」を「(エ)」に、「(エ)」を「(オ)」に、「(オ)」を「(カ)」にそれぞれ改める。

「(カ)」の次に次のように加える。

(キ) 側車付軽二輪自動車として届出がなされた車両については、側車付軽二輪自動車に該当する車両であるかを確認する書面として車両の外観（前後・横）、ハンドル、座席、運転席部分の側方開放確認ができる車両の写真又は図面など

「(カ)」を「(ク)」に改める。

## 1-2. 中古車（初めて軽自動車届出済証の交付を受けるものでない場合）

### （1）提出書類

（イ）中、「軽自動車届出済証返納済確認書（所有者の変更がある場合は譲渡人印の押印）」を「返納及び譲渡の事実が同時に確認出来る書面として、以下の事項が記載されている書面」に改め次の①から⑱を加える。

- ①返納者（使用者）の氏名又は名称及び住所
- ②所有者の氏名又は名称及び住所
- ③使用の本拠の位置、
- ④返納年月日、
- ⑤車両番号、
- ⑥車名、
- ⑦型式、
- ⑧車台番号、
- ⑨原動機の型式、
- ⑩乗車定員、
- ⑪最大積載量、
- ⑫自家用又は事業用の別、
- ⑬用途等の区分、
- ⑭総排気量又は定格出力、
- ⑮軽自動車型式認定番号、
- ⑯長さ、幅、高さ、
- ⑰返納事由、
- ⑱譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所、譲渡年月日（譲渡があった場合）  
譲渡人の押印

## 3. 軽自動車届出済証返納届

### （1）届出書類

「（ア）」中、「軽自動車届出済証返納届」の前に「以下の内容が記載された軽自動車届出済証明書及び」を加え、括弧書き文中「（…軽自動車届出済証返納済確認書…）」を「（…返納及び譲渡の事実が同時に確認出来る書面…）」に改める。

「（ア）①」中、「返納者欄：」を「請求者（使用者）及び」に改める。

「（ア）②」中、「所有者欄：」を削る。

「（ア）③」中、「解体の場合は返納届の「解体」欄を囲む」を「使用の本拠の位置、」に改める。

「（ア）③」の次に次の④から⑦を加える。

- ④返納年月日、
- ⑤車両番号、
- ⑥車名、

- ⑦型式、
- ⑧車台番号、
- ⑨原動機の型式、
- ⑩乗車定員、
- ⑪最大積載量、
- ⑫自家用又は事業用の別、
- ⑬用途等の区分、
- ⑭総排気量又は定格出力、
- ⑮軽自動車型式認定番号、
- ⑯長さ、幅、高さ、
- ⑰返納事由

「(イ)」を削る。

「(ウ)」を「(イ)」に、「(エ)」を「(ウ)」に、「(オ)」を「(エ)」、「(カ)」を「(オ)」にそれぞれ改める。

#### 4. 転入届出

##### (1) 提出書類

「(ア)」中、「軽自動車届出済証返納届」の前に「以下の内容が記載された」を加える。

「(ア) ①」中、「返納者欄：」を削る。

「(ア) ②」中、「所有者欄：」を削る。

「(ア) ③」中、「所有者の変更を伴わない場合は、軽自動車届出済証返納済確認書は不要」を「使用の本拠の位置、」に改める。

「(ア) ③」の次に次の④から⑰を加える。

- ④返納年月日、
- ⑤車両番号、
- ⑥車名、
- ⑦型式、
- ⑧車台番号、
- ⑨原動機の型式、
- ⑩乗車定員、
- ⑪最大積載量、
- ⑫自家用又は事業用の別、
- ⑬用途等の区分、
- ⑭総排気量又は定格出力、
- ⑮軽自動車型式認定番号、
- ⑯長さ、幅、高さ、
- ⑰返納事由、

## 5. 転入抹消

「5. 転入抹消」を「5. 転入返納」に改める。

### (1) 提出書類

「(ア)」中、「軽自動車届出済証返納届」の前に「以下の内容が記載された」を加える。

「(ア) ①」中、「返納者欄：」を削る。

「(ア) ②」中、「所有者欄：」を削る。

「(ア) ③」中、「所有者の変更を伴わない場合は、軽自動車届出済証返納済確認書は不要」を「使用の本拠の位置、」に改める。

「(ア) ③」の次に次の④から⑰を加える。

- ④返納年月日、
- ⑤車両番号、
- ⑥車名、
- ⑦型式、
- ⑧車台番号、
- ⑨原動機の型式、
- ⑩乗車定員、
- ⑪最大積載量、
- ⑫自家用又は事業用の別、
- ⑬用途等の区分、
- ⑭総排気量又は定格出力、
- ⑮軽自動車型式認定番号、
- ⑯長さ、幅、高さ、
- ⑰返納事由

「(ウ)」中、「軽自動車届出済証返納届」の前に「以下の内容が記載された軽自動車届出済証返納証明書交付請求書及び」を加える。

「(ウ) ①」中、「返納者欄：」を「請求者及び」に改める。

「(ウ) ②」中、「所有者欄：」を削る。

「(ウ) ③」中、「解体の場合は返納届の「解体」欄を囲む」を「使用の本拠の位置、」に改める。

「(ウ) ③」の次に次の④から⑰を加える。

- ④返納年月日、
- ⑤車両番号、
- ⑥車名、
- ⑦型式、
- ⑧車台番号、
- ⑨原動機の型式、
- ⑩乗車定員、
- ⑪最大積載量、

- ⑫自家用又は事業用の別、
- ⑬用途等の区分、
- ⑭総排気量又は定格出力、
- ⑮軽自動車型式認定番号、
- ⑯長さ、幅、高さ、
- ⑰返納事由

「(エ)」を削る。

「(オ)」を「(エ)」に、「(カ)」を「(オ)」に、「(キ)」を「(カ)」に、「(ク)」を「(キ)」に「(ケ)」を「(ク)」に、「(コ)」を「(ケ)」にそれぞれ改める。

## 7. 軽自動車届出済証返納証明書の再交付請求

### (1) 提出書類

「(ア)」の「軽自動車届出済証返納証明書交付請求書」の前に「以下の内容が記載された」を加える。

「(ア) ①」中、「請求者欄：」を削る。

「(ア) ①」の次に次の②から⑰を加える。

- ②所有者の氏名又は名称及び住所を記入（所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい。）、所有者印押印
- ③使用の本拠の位置、
- ④返納年月日、
- ⑤車両番号、
- ⑥車名、
- ⑦型式、
- ⑧車台番号、
- ⑨原動機の型式、
- ⑩乗車定員、
- ⑪最大積載量、
- ⑫自家用又は事業用の別、
- ⑬用途等の区分、
- ⑭総排気量又は定格出力、
- ⑮軽自動車型式認定番号、
- ⑯長さ、幅、高さ、
- ⑰返納事由

軽二輪の章の最後に次の文言を加える。

「※各種用紙の記載について

二輪の軽自動車（側車付き二輪自動車を除く。）にあつては、乗車定員欄及び最大積載量欄は記入しないこと。」

「自動車登録業務等実施要領の制定について」(自動車交通局長通達 平成18年1月30日付け国自管第166号・国自技第232号)の一部改正について 新旧対照表

新	旧
<p>自動車登録業務等実施要領</p> <p>Ⅲ. 軽二輪</p> <p>1. 新規届出</p> <p>1-1. 新車(初めて軽自動車届出済証の交付を受ける場合)</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>(ア) ～ (イ) (略)</p> <p>(ウ) 輸入の事実を証する書面 (輸入自動車の場合に限り必要)</p> <p>(エ) 所定の重量税印紙を貼付した自動車重量税納付書</p> <p>(オ) 使用者の住所を証するに足りる書面 (国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合には不要)</p> <p>① ～ ③ (略)</p> <p>(カ) 使用の本拠の位置を証するに足りる書面 (使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる場合に限り必要)</p> <p>① ～ ③ (略)</p> <p>(キ) 側車付軽二輪自動車として届出がなされた車両については、側車付軽二輪自動車に該当する車両であることを確認する書面として車両の外観(前後・横)、ハンドル、座席、運転席部分の側方開放確認ができてる車両の写真又は図面など</p> <p>(ク) 事業用自動車連絡書 (自動車運送事業等の用に供する自動車に限り必要)</p> <p>(2) (略)</p> <p>1-2. 中古車(初めて軽自動車届出済証の交付を受けるものでない場合)</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 返納及び譲渡の事実が同時に確認出来る書面として、以下の事項が記載されている書面</p> <p>①返納者(使用者)の氏名又は名称及び住所</p> <p>②所有者の氏名又は名称及び住所</p>	<p>自動車登録業務等実施要領</p> <p>Ⅲ. 軽二輪</p> <p>1. 新規届出</p> <p>1-1. 新車(初めて軽自動車届出済証の交付を受ける場合)</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>(ア) ～ (イ) (略)</p> <p>(ウ) ～ (オ) (略)</p> <p>(カ) 事業用自動車連絡書 (自動車運送事業等の用に供する自動車に限り必要)</p> <p>(2) (略)</p> <p>1-2. 中古車(初めて軽自動車届出済証の交付を受けるものでない場合)</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 軽自動車届出済証返納済確認書 (所有者の変更がある場合は譲渡人印の押印)</p>

③使用の本拠の位置、④返納年月日、⑤車両番号、⑥車名、⑦型式、⑧車台番号、⑨原動機の型式、⑩乗車定員、⑪最大積載量⑫自家用又は事業用の別、⑬用途等の区分、⑭総排気量又は定格出力、⑮軽自動車型式認定番号、⑯長さ、幅、高さ、⑰返納事由⑱譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所、譲渡年月日（譲渡があった場合）譲渡人の押印

(ウ)～(カ) (略)  
(2) (略)

2. (略)

3. 軽自動車届出済証返納届

(1) 届出書類

(ア) 以下の内容が記載された軽自動車届出済証返納証明書交付請求書及び軽自動車届出済証返納届（ただし、車両の滅失・解体の場合は返納及び譲渡の事実が同時に確認出来る書面は不要）

①請求者（使用者）及び返納者（使用者）の氏名又は名称及び住所を記入、使用者印押印（記名押印に代えて署名でもよい）  
②所有者の氏名又は名称及び住所を記入（所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい。）、所有者印押印

③使用の本拠の位置、④返納年月日、⑤車両番号、⑥車名、⑦型式、⑧車台番号、⑨原動機の型式、⑩乗車定員、⑪最大積載量、⑫自家用又は事業用の別、⑬用途等の区分、⑭総排気量又は定格出力、⑮軽自動車型式認定番号、⑯長さ、幅、高さ、⑰返納事由

(イ) 軽自動車届出済証

(ウ) 車両番号標

(エ) 事業用自動車連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車に限り必要）

(オ) その他

①、② (略)

(ウ)～(カ) (略)  
(2) (略)

2. (略)

3. 軽自動車届出済証返納届

(1) 届出書類

(ア) 軽自動車届出済証返納届（ただし、車両の滅失・解体の場合は軽自動車届出済証返納済確認書は不要）

①返納者欄：返納者（使用者）の氏名又は名称及び住所を記入、使用者印押印（記名押印に代えて署名でもよい）

②所有者欄：所有者の氏名又は名称及び住所を記入（所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい。）、所有者印押印

③解体の場合は返納届の「解体」欄を囲む

(イ) 軽自動車届出済証返納証明書交付請求書

①請求者（使用者）の氏名又は名称及び住所を記入、使用者印押印（記名押印に代えて署名でもよい）

②解体の場合は不要

(ウ) 軽自動車届出済証

(エ) 車両番号標

(オ) 事業用自動車連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車に限り必要）

(カ) その他

①、② (略)



#### 4. 転入届出

##### (1) 提出書類

(ア) 以下の内容が記載された軽自動車届出済証返納届（旧車両番号用）

①返納者（使用者）の氏名又は名称及び住所を記入、使用者印押印（記名押印に代えて署名でもよい）

②所有者の氏名又は名称及び住所を記入（所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい。）、所有者印押印

③使用の本拠の位置、④返納年月日、⑤車両番号、⑥車名、⑦型式、⑧車台番号、⑨原動機の型式、⑩乗車定員、⑪最大積載量、⑫自家用又は事業用の別、⑬用途等の区分、⑭総排気量又は定格出力、⑮軽自動車型式認定番号、⑯長さ、幅、高さ、⑰返納事由

(イ)～(ク) 略

(2) 略

#### 5. 転入返納

##### (1) 提出書類

(ア) 以下の内容が記載された軽自動車届出済証返納届（旧車両番号用）

①返納者（使用者）の氏名又は名称及び住所を記入、

使用者印押印（記名押印に代えて署名でもよい）

②所有者の氏名又は名称及び住所を記入（所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい。）、所有者印押印

③使用の本拠の位置、④返納年月日、⑤車両番号、⑥車名、⑦型式、⑧車台番号、⑨原動機の型式、⑩乗車定員、⑪最大積載量、⑫自家用又は事業用の別、⑬用途等の区分、⑭総排気量又は定格出力、⑮軽自動車型式認定番号、⑯長さ、幅、高さ、⑰返納事由

(イ) 略

(ウ) 以下の内容が記載された軽自動車届出済証返納証明書交付請求書及び軽自動車届出済証返納届（ただし、車両の滅失・解体の場合には返納及び譲渡の事実が同時に確認出来る書面は不要）

①請求者及び返納者（使用者）の氏名又は名称及び住所を記入、の氏名又は名称及び住所を記入、使用者印押印（記名押印に代え

#### 4. 転入届出

##### (1) 提出書類

(ア) 軽自動車届出済証返納届（旧車両番号用）

①返納者欄：返納者（使用者）の氏名又は名称及び住所を記入、使用者印押印（記名押印に代えて署名でもよい）

②所有者欄：所有者の氏名又は名称及び住所を記入（所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい。）、所有者印押印

③所有者の変更を伴わない場合は、軽自動車届出済証返納済確認書は不要

(イ)～(ク) 略

(2) 略

#### 5. 転入抹消

##### (1) 提出書類

(ア) 軽自動車届出済証返納届（旧車両番号用）

①返納者欄：返納者（使用者）の氏名又は名称及び住所を記入、使用者印押印（記名押印に代えて署名でもよい）

②所有者欄：所有者の氏名又は名称及び住所を記入（所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい。）、所有者印押印

③所有者の変更を伴わない場合は、軽自動車届出済証返納済確認書は不要

(イ) 略

(ウ) 軽自動車届出済証返納届（ただし、車両の滅失・解体の場合には軽自動車届出済証返納済確認書は不要）（新車両番号用）

①返納者欄：返納者（使用者）の氏名又は名称及び住所を記入、使用者印押印（記名押印に代えて署名でもよい）

②所有者欄：所有者の氏名又は名称及び住所を記入（所有者が

て署名でもよい)

②所有者の氏名又は名称及び住所を記入(所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい)、所有者印押印  
③使用の本拠の位置、④返納年月日、⑤車両番号、⑥車名、  
⑦型式、⑧車台番号、⑨原動機の型式、⑩乗車定員、⑪最大積載量、⑫家用又は事業用の別、⑬用途等の区分、⑭総排気量又は定格出力、⑮軽自動車型式認定番号、⑯長さ、幅、高さ、⑰返納事由

- (工) 軽自動車届出済証
- (才) 新使用者の住所を証するに足りる書面
- ① ~ ③ (略)
- (力) 使用の本拠の位置を証するに足りる書面
- ① ~ ③ (略)
- (キ) 車両番号標
- (ク) 事業用自動車連絡書(自動車運送事業等の用に供する自動車に限り必要)
- (ケ) その他
- ①、② (略)

6. (略)

7. 軽自動車届出済証返納証明書の再交付請求

- (1) 提出書類
- (ア) 以下の内容が記載された軽自動車届出済証返納証明書交付請求書
- ①請求者(使用者)の氏名又は名称及び住所を記入、使用者印押印(記名押印に代えて署名でもよい)
- ②所有者の氏名又は名称及び住所を記入(所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい)、所有者印押印
- ③使用の本拠の位置、④返納年月日、⑤車両番号、⑥車名、⑦型式、⑧車台番号、⑨原動機の型式、⑩乗車定員、⑪最大積載量、⑫家用又は事業用の別、⑬用途等の区分、⑭総排気量

使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい。)、所有者印押印  
③解体の場合は返納届の「解体」欄を囲む

- (工) 軽自動車届出済証返納証明書交付請求書
- ①請求者(使用者)の氏名又は名称及び住所を記入、使用者印押印(記名押印に代えて署名でもよい)
- ②解体の場合は不要
- (才) 軽自動車届出済証
- (力) 新使用者の住所を証するに足りる書面
- ① ~ ③ (略)
- (キ) 使用の本拠の位置を証するに足りる書面
- ① ~ ③ (略)
- (ク) 車両番号標
- (ケ) 事業用自動車連絡書(自動車運送事業等の用に供する自動車に限り必要)
- (コ) その他
- ①、② (略)

6. (略)

7. 軽自動車届出済証返納証明書の再交付請求

- (1) 提出書類
- (ア) 軽自動車届出済証返納証明書交付請求書
- ①請求者欄: 請求者(使用者)の氏名又は名称及び住所を記入、使用者印押印(記名押印に代えて署名でもよい)

又は定格出力、⑮軽自動車型式認定番号、⑯長さ、幅、高さ、  
⑰返納事由

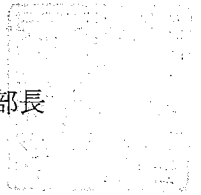
(イ) (略)

(イ) (略)

※各種用紙の記載について  
二輪の軽自動車（側車付二輪自動車を除く。）にあつては、乗車  
定員欄及び最大積載量欄は記入しないこと。

長野県行政書士会長 様

長野県建設部長



経営事項審査の審査項目及び基準の改正に係る留意事項について（通知）

今般、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年 10 月 31 日付け国土交通省令第 85 号）及び建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成 26 年 10 月 31 日付け国土交通省告示第 1055 号）が制定され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されます。

これに伴い、経営事項審査の審査項目及び基準が改正されますので、経営事項審査の申請、経営規模等評価再審査の申立て等について、会員各位への周知について御配慮いただきますようお願いいたします。

記

1 主な改正内容

(1) 若年の技術職員の育成及び確保の状況の評価

- ① 満 35 歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の 15% 以上の場合
- ② 新たに技術職員名簿に記載された満 35 歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の 1 % 以上の場合

(2) 評価対象となる建設機械の範囲拡大

(3) 有資格区分コードの追加

- ① 型枠施工
- ② 建築板金（ダクト板金作業）

2 経営事項審査申請等の受付期間等について

(1) 旧申請書様式の受付

改正前の経営事項審査申請等（経営規模等評価申請、経営規模等評価再審査申立及び総合評定値請求）の申請書の受付については、平成 27 年 3 月 31 日（火）をもって終了します。

なお、補正等への対応のため、できるだけ 3 月 27 日（金）までに申請いただくようお願いいたします。

(2)新申請書様式の受付

改正後の経営事項審査申請等の申請書の受付は、平成 27 年 4 月 1 日（水）から行うものとします。

平成 27 年 4 月 1 日（水）以降の申請は、新様式で申請いただくよう留意願います。

3 経営規模等評価再審査申請の受付について

平成 27 年 4 月からの審査基準の改正に伴い、現行基準に基づく経営事項審査の結果通知を有している建設業者は、以下のとおり再審査を申し立てることができます。

(1)再審査申請の対象

再審査申請日において、有効な「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（審査基準日から 1 年 7 ヶ月）を持っている者。

(2)再審査申請の受付期間

平成 27 年 4 月 1 日（水）から同年 7 月 29 日（水）までの 120 日間とします。

(3)再審査手数料

今回の審査項目及び基準の改正に伴う再審査に係る手数料は、無料とします。

(4)再審査申請の申請書類

再審査に当たっては、次に掲げる書類の提出をもって行うこととします。

ア 経営規模等評価再審査申立書（改正後の新申請書様式）

（建設業法施行規則様式第 25 号の 11（別紙 1、別紙 2、別紙 3 を含む））

イ 現在有効な「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し

ウ イを申請した際の経営事項審査申請書の写し一式

エ 新たに追加された項目に係る確認書類

※再審査申立書の記載上の留意事項及び確認書類等については別紙参照。

4 その他留意事項

・再審査は、申請者の意向により受審の有無を選択できます。なお、受審しない場合は、既存の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」が有効となります。

・再審査申請は、改正に伴う変更事項のみを対象とし、改正部分以外の審査項目を現行の結果通知と異なる内容にして申請することはできません。

・今回の経営事項審査基準の改正に係る長野県建設工事等入札参加資格への取扱いについては、長野県建設部技術管理室において資格再審査を行うことを現在検討中です。決定次第、県ホームページ等を通じて周知する予定です。

長野県建設部建設政策課 建設業係 （課長）内堀 幸夫（担当）多田 真也 電 話 026-235-7293 ファクス 026-235-7482 電子メール kensetsu@pref.nagano.lg.jp
---

(別紙)

## 経営事項審査の再審査申立の留意事項等について

### 1 再審査申立書記載の留意事項

申請書は通常の経営事項審査申請書と同様に、全ての項目を記載してください。  
通常の申請書と異なる点は以下のとおりです。

#### (1) 申請書 1 枚目

- ・表題部

<del>経営規模等評価申請書</del> <u>経営規模等評価再審査申立書</u> <del>総合評定値請求書</del>
--

※「経営規模等評価再審査申立書」の文言を○（丸印）で囲み、その他の文言を二重線で消してください。

- ・項番 05 申請等の区分：「4」を記入してください。
- ・項番 08 から 14：商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地等が変更となっている場合には新しい内容で記載してください。  
(当該変更に係る変更届の写しを提示願います。)

#### (2) 申請書 2 枚目

- ・再審査を求める事項等

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記載すること。	
審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	平成〇〇年〇〇月〇〇日
再審査を求める事項	再審査を求める理由
平成 27 年 4 月 1 日施行の改正に係る事項	制度改正のため

- ※1 「審査結果の通知の年月日」の欄には、旧結果通知書の通知年月日を記載してください。
- ※2 「再審査を求める事項」の欄には、「平成 27 年 4 月 1 日施行の改正に係る事項」と記載し、「再審査を求める理由」の欄には、「制度改正のため」と記載してください。

### 2 再審査申立の確認書類等について

#### (1) 若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保の状況に係る確認書類

- ①若年技術職員に係る「標準報酬決定通知書」もしくは「健康保険被保険者証」又は「雇用保険被保険者資格取得確認通知書」

※若年技術職員とは、技術職員のうち審査基準日において満35歳未満の者をいいます。  
 なお、満年齢は、法律により、誕生日の前日に1歳上がるので注意してください。

(2) 建設機械の保有状況に係る確認書類

- ① 建設機械の保有状況一覧表
- ② 建設機械の売買契約書等又はリース契約書
- ③ 建設機械のカタログ
- ④ 上記①～③の書類に加え、以下の個別の書類
  - ・「移動式クレーン」は労働安全衛生法・クレーン等安全規則に規定される製造時等検査、性能検査による移動式クレーン検査証。
  - ・「大型ダンプ車」は自動車検査証。備考欄に「建」の表示が必要。「営、販、石、砕、砂、他」の表示の場合は評価対象とならない。
  - ・「モーターグレーダー」は特定自主検査記録表。

※上記②～④は、新たに評価対象に追加する建設機械のみ添付してください。新たに評価対象となった機種のみ再審査の対象となります。

○新たに評価対象となった機種は以下のとおりです。

機種	評価対象となる規格等
移動式クレーン	つり上げ荷重3トン以上のもの
大型ダンプ車	車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上のもので、事業の種類として建設業を届け出、表示番号の指定を受けているもの
モーターグレーダー	自重が5トン以上のもの

(3) 有資格区分コードの追加に係る確認書類

- ①職業能力開発促進法に基づく試験等の合格証（実務経験が必要な場合は、実務経験証明書も必要）

※再審査で新たに名簿に記載する場合、審査基準日以前に6か月を超える恒常的雇用が確認できる書類を追加でご用意ください。

○新たに追加された資格コード等は以下のとおりです。

コード	資格区分	実務経験	該当業種
164	型枠施工（1級）		大工、とび・土工
264	型枠施工（2級）	3年	大工、とび・土工
170	建築板金「ダクト板金作業」（1級）		管、屋根、板金
270	建築板金「ダクト板金作業」（2級）	3年	管、屋根、板金

※下線が新たに追加。

※再審査の申立てができるのは、今回新たに追加になった項目に係る評価のみ。

26 建政第 333 号  
平成 27 年(2015 年) 3 月 11 日

長野県行政書士会事務局長 様

長野県建設部建設政策課長

「建設業許可の手引」及び「経営事項審査申請書作成の手引」  
の改正について (通知)

このことについて、下記のとおり改正しましたので通知します。  
なお、お手数ですが貴会員への周知をお願いします。

記

1 改正の理由

建設業法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 55 号)の一部が平成 27 年  
4 月 1 日に施行されるため。

2 主な改正の内容

別紙のとおり

3 その他

県ホームページに改正後の手引を掲載いたします。

(URL:<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensetsu/infra/kensetsu/kyoka/h26tebikikaisei.html>)

長野県建設部建設政策課建設業係  
(課長)内堀 幸夫  
(担当)多田 真也 宮澤 健太  
電 話 026-235-7293(直通)  
ファクシミリ 026-235-7482  
E-mail [kensetsu@pref.nagano.lg.jp](mailto:kensetsu@pref.nagano.lg.jp)



## 建設業許可の手引 主な改正内容

ページ	改 正 箇 所	改 正 内 容
1	I 建設業許可の概要 1 建設業を営むには許可が必要	請負代金の額には、注文者が提供する材料等の価格を含むことを加えました。
4	I 建設業許可の概要 4 許可を受けるための要件 (1) 経営業務の管理責任者としての経験がある者を有していること	補佐経験に経管経験を含めることができること及び申請外業種に関する経管経験に申請業種の経管経験を含めることができることについて記載を加えました。
5	I 建設業許可の概要 4 許可を受けるための要件 (3) 請負契約に関して誠実性を有していること	建設業法の改正に伴い、「役員」の範囲が拡大されたため、「役員等」の定義を加えました。
7	I 建設業許可の概要 4 許可を受けるための要件 (4) 請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること	「許可申請の直前過去5年間、許可を受けて継続して営業した実績を有すること」には、新規許可後の初回の更新時点で営業年数が5年未満の場合も含まれる(業追に併せて許可の有効期間の調整を行う場合を除く。)ことを加えました。
7	I 建設業許可の概要 4 許可を受けるための要件 (5) 欠格要件等に該当しないこと	建設業法の改正に伴い、役員の範囲が拡大されたため、「役員」を「役員等」に変更しました。また、暴力団排除条項が整備されたため、欠格要件等に暴力団員等であることを加えました。
9	I 建設業許可の概要 5 許可を受けるまでの手続き (1) 許可申請	建設業法施行規則の改正に伴い、国土交通大臣許可の許可申請書類等の提出部数について、副本1部に変更しました。
9		書類を綴る順序について、P.19の「14許可申請書と添付書類」のとおりとし、閲覧対象書類と対象外書類に分けて提出することについて加えました。
10	I 建設業許可の概要 5 許可を受けるまでの手続き (3) 許可通知書の交付	建設業許可証明書は、1通につき400円の長野県収入証紙が必要であることを追加しました。
10	I 建設業許可の概要 5 許可を受けるまでの手続き (5) 建設業の許可申請書等の閲覧	建設業法の改正に伴い、個人情報を含む書類が閲覧の対象から除外されたため、閲覧対象の書類を記載しました。
11	I 建設業許可の概要 7 許可を受けたあとの手続 (1) 許可の更新	更新申請時には、変更届出書等の法定の届出がされている必要があることを追加しました。
15	I 建設業許可の概要 11 工事現場における技術者の配置	許可を有していない業種について施工する場合も主任技術者の配置が必要であることを追加しました。

ページ	改正箇所	改正内容
19	I 建設業許可の概要 14 許可申請書と添付書類	従来の手引から掲載頁を変更。 建設業法等の改正に伴い、許可申請書等の様式が改正されたため、新様式に変更しました。また、閲覧対象書類と閲覧対象外書類の区分ごとに分け、綴る順序を追加しました。
20	I 建設業許可の概要 15 変更等の届出事項と提出書類	従来の手引から掲載頁を変更。 建設業法等の改正に伴い、許可申請書等の様式が改正されたため、新様式に変更しました。また、閲覧対象書類と閲覧対象外書類の区分ごとに分け、綴る順序を追加しました。
21	I 建設業許可の概要 16 提出・提示書類について	従来の手引から掲載頁を変更。 P. 24に実務経験の内容を確認するための提示書類を追加しました。
29	I 建設業許可の概要 表1 建設工事の内容と例示	「建設業法第2条第1項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容を定める告示」(昭和47年建設省告示第350号)及び「建設業許可事務ガイドライン」(平成13年4月3日国総建第97号)の改正を反映しました。
35	I 建設業許可の概要 表2-1 技術者有資格コード一覧 (一般建設業)	建設業法施行規則が改正され、職業能力開発促進法による技能検定のうち、型枠施工の合格者等が大工工事業の営業所の専任技術者の要件に、建築板金(ダクト板金作業)の合格者等が管工事業の営業所の専任技術者の要件に、それぞれ追加されたことを反映しました。
37	I 建設業許可の概要 表2-2 技術者有資格コード一覧 (特定建設業)	建設業法施行規則が改正され、職業能力開発促進法による技能検定のうち、型枠施工の合格者等が大工工事業の営業所の専任技術者の要件に、建築板金(ダクト板金作業)の合格者等が管工事業の営業所の専任技術者の要件に、それぞれ追加されたことを反映しました。 また、法第15条第2号口に該当するためには、一定の指導監督の実務経験が必要であることを追加しました。
48	II 許可申請書の記載例と記載要領 様式第一号 建設業許可申請書	建設業法施行規則の改正に伴う様式の改正 ・許可申請書に記載する役員の範囲が拡大されたことに伴い、別紙一による「役員」が「役員等」とされました。 ・許可申請書の記載事項として営業所の専任技術者が追加されたことに伴い、営業所の専任技術者を別紙四に記載することとされました。
51、56	II 許可申請書の記載例と記載要領 様式第一号別紙一 役員等の一覧表	建設業法施行規則の改正に伴う様式の改正 ・許可申請書に記載する役員の範囲が拡大されたことに伴い、「役員」が「役員等」に改正されました。 ・個人情報閲覧対象から除外することに伴い、生年月日及び住所が削除されました。 ・許可申請書の記載事項として経營業務の管理責任者の氏名が追加されたことに伴い、経營業務の管理責任者を確認できる欄が設けられました。 ・様式の改正に伴い、P. 56の記載要領を改正しました。
55、58	II 許可申請書の記載例と記載要領 様式第一号別紙四 専任技術者一覧表	建設業法施行規則の改正に伴う様式の改正 ・許可申請書の記載事項として営業所の専任技術者の氏名が追加されたことに伴い、営業所の専任技術者の一覧表が別紙四として追加されました。 ・様式の改正に伴い、P. 58の記載要領を追加しました。 ・なお、更新申請時には営業所の専任技術者の一覧表(様式第八号(二))の提出を求めていたが、新規、更新問わず別紙四の提出が必要となったことから、重複する様式第八号(二)は削除されました。

ページ	改正箇所	改正内容
59～ 61、63	Ⅱ 許可申請書の記載例と記載要領 様式第二号 工事経歴書	建設業法施行規則の改正に伴う様式の改正 ・注文者及び工事名から個人情報特定されないことのないよう、記載例及び記載要領を改正しました。
68	Ⅱ 許可申請書の記載例と記載要領 様式第六号 誓約書	建設業法施行規則の改正に伴う様式の改正 ・欠格要件に該当する役員の範囲を拡大することに伴い、「役員」が「役員等」に改正されました。
70	Ⅱ 許可申請書の記載例と記載要領 様式第十一号 令3条の使用人の一覧表	建設業法施行規則の改正に伴う様式の改正 ・個人情報を閲覧対象から除外することに伴い、生年月日及び住所が削除されました。
75、89	Ⅱ 許可申請書の記載例と記載要領 様式第十五号、十八号 財務諸表 (附属明細書の提出を要する場合は、 様式第十七号の三についても該当)	建設業法施行規則の改正に伴う様式の改正 ・財務諸表等規則の改正を受け、財務諸表への記載を要する資産の基準(重要性基準)が総資産(又は負債及び純資産の合計)の100分の1から100分の5に改正されました。
101～ 102	Ⅱ 許可申請書の記載例と記載要領 様式第七号別紙 経營業務の管理責任者の略歴書	建設業法施行規則の改正に伴う様式の改正 ・役員等の略歴書から職歴欄を削除する改正に伴い、経營業務の管理責任者については許可の審査に略歴が必要となることから、様式第七号別紙として経營業務の管理責任者の略歴書が追加されました。 ・様式の追加に伴い、P. 102に記載要領を追加しました。
120	Ⅱ 許可申請書の記載例と記載要領 様式第九号 実務経歴証明書	専門工事について、工期が1か月に満たない小工事のみを施工した経験を事業年度ごとに証明した場合の記載例を追加しました。
122	Ⅱ 許可申請書の記載例と記載要領 様式第九号 実務経歴証明書	実務経歴証明書の記載要領において、実務経歴要件の緩和に該当する場合について記載しました。
125、 127	Ⅱ 許可申請書の記載例と記載要領 様式第十二号 許可申請者の調書	建設業法施行規則の改正に伴う様式の改正 ・許可申請書に記載する役員の範囲が拡大されることに伴い、「役員」が「役員等」に改正されました。 ・許可申請者の負担を軽減するため、略歴欄が削除され、それに伴い様式の名称が「略歴書」から「住所、生年月日等に関する調書」に改正されました。 ・様式の改正に伴い、P. 127の記載要領を改正しました。
126、 127	Ⅱ 許可申請書の記載例と記載要領 様式第十三号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	建設業法施行規則の改正に伴う様式の改正 ・許可申請者の負担を軽減するため、略歴欄が削除され、それに伴い様式の名称が「略歴書」から「住所、生年月日等に関する調書」に改正されました。 ・様式の改正に伴い、P. 127の記載要領を改正しました。
130～ 132	Ⅱ 許可申請書の記載例と記載要領 様式第二十二号の二 変更届出書	建設業法施行規則の改正に伴う様式の改正 ・許可申請書に記載する役員の範囲が拡大されることに伴い、「役員」が「役員等」に改正されたため、変更届出書の記載事項についても「役員」が「役員等」に改正されました。 ・許可申請書の記載事項に経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者が追加されたことに伴い、これらの者に変更があった場合についても変更届出書の提出が必要となったことから、記載例を追加しました。 ・様式の改正に伴い、P. 132の記載要領を改正しました。

ページ	改正箇所	改正内容
140	Ⅱ 許可申請書の記載例と記載要領 その他の添付書類について 登記されていないことの証明書 身分証明書	建設業法が改正され、「役員」の範囲が「役員等」に拡大されたことに 伴い、登記されていないことの証明書及び身分証明書の提出を求める 範囲も拡大されました。
144	Ⅲ 建設業許可の運用解釈(Q&A) 2 建設工事について	Q6として、型枠工事の業種区分について追加しました。
145		「建設業許可事務ガイドライン」(平成13年4月3日国総建第97号)の改 正に伴い、Q12においてサイディング工事は、タイル・れんが・ブロック 工事として扱うとしました。
150	Ⅲ 建設業許可の運用解釈(Q&A) 6 技術者について	Q8として、職業能力開発促進法による型枠施工技能検定合格者が大 工工事業においても専任技術者の要件を満たしていることについて追 加しました。
150		Q9として、監理技術者資格者証の写しにより、専任技術者の要件を確 認する場合について追加しました。
151	Ⅲ 建設業許可の運用解釈(Q&A) 8 請負契約に関する誠実性について	Q1として、「役員等」の範囲について追加しました。

26 建政号外  
平成 27 年（2015 年）3 月 18 日

長野県行政書士会事務局長 様

長野県建設部建設政策課長

建設業許可の事務取扱いについて（通知）

平成 27 年 4 月 1 日に改正建設業法等が施行されることに伴い、「建設業許可事務ガイドライン」についても併せて改正され、改正法の施行上の取り扱いが示されたところですが、国土交通省から、当面の間、下記のとおり取り扱うよう事務連絡がありましたので、貴会員への周知をお願いします

また、改正後の「建設業許可事務ガイドライン」を踏まえ、当県作成の手引についても改正を行い、「建設業許可」及び「経営事項審査申請書作成の手引」の改正について」（平成 27 年 3 月 11 日付け建政第 333 号）により通知の上、県ホームページに掲載したところですが、下記の取り扱いに対応し修正しましたので、御承知おきください。

- 1 許可申請者（法人の役員等 本人 法定代理人 法定代理人の役員等）の住所、生年月日等に関する調書（様式第十二号）について

本調書は役員等の一覧表（様式第一号別紙一）に記載された者全員について作成することとされているが、「顧問」及び「相談役」については、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を求めないこととする。

- 2 登記事項証明書等（規則第 4 条第 1 項第 5 号及び第 6 号）について

「顧問」及び「相談役」については、「登記事項証明書」及び「市町村の長の証明書」の提出を求めないこととする。

- 3 役員等の欠格要件の該当性の判断について（許可事務ガイドライン【第 8 条関係】 3）

「顧問」及び「相談役」について、従来の「役員」と同様に扱うこととしているが、欠格要件に該当した場合、その者が法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者か否かを個別に判断する。

長野県 建設部 建設政策課 建設業係  
内堀 幸夫（課長） 宮澤 健太（担当）  
TEL 026-235-7293  
FAX 026-235-7482  
E-mail : [kensetsu@pref.nagano.lg.jp](mailto:kensetsu@pref.nagano.lg.jp)

-----  
関東地方協議会 広報担当者会議 報告

平成 27 年 2 月 23 日午後 2 時 30 分～午後 4 時 30 分

日本行政書士会連合会 第 2 会議室にて  
-----

今回の関地協広報担当者会議では、「会報等印刷物」、「ホームページ及びインターネットの活用」、「グッズの活用」、「その他広報における工夫」について、各単位会よりご報告いただきました。11 の単位会それぞれが工夫を凝らした広報を展開されていることが分かりました。内容について以下にまとめます。

「会報等印刷物」については、印刷、配送コストがかかるということで、今までどおりという単位会と、できるだけ省いていきたいという単位会がありました。但し、各単位会が共通で使うことができる一般向けの配布物やグッズについては、多く刷るほど、多く作るほどコストを削減することができるため、政治主導により、関地協や連合会、全行団と連携をして取り組めないかという意見がだされました。

「ホームページ」についても単位会毎に対応がまちまちですが、スマホやタブレットでの閲覧者が急増しておりますので、ホームページについてもその対応を進めていく必要がある旨が確認されました。

「その他」として、山梨会の堀内先生から『出前広報』という手法が紹介されました。各地で行われるイベントや人が集まる会合、講演会等に、5～10 分程度のお役立ち情報を話す機会をいただき、会から講師を派遣することによって行政書士を P R するという手法ですが、東京会では区の図書館、静岡会では大学や高等学校、長野会では公民館等へのアプローチがなされている旨が報告されました。『出前広報』については積極的に進めて行きたいという意見で一致をしました。



今年の関地協広報担当者会議は、かなり意欲的な意見があり、有意義であったと感じました。各単位会のマンパワーを集めることで、広報誌やグッズに要するコスト削減の効果があがるということで、これはやらない手は無いと思います。

以上のまとめを関地協広報部としての日行連への提言とし、会は閉じられました。

# 広 報 活 動

## SBCラジオの取材

去る平成27年2月17日、午後12時20分から25分までの5分間、山崎長野県行政書士会会長がSBCラジオのラジオカーレポーター待井玲香さんのインタビューを受け、ライブで放送されました。

待井レポーターは、行政書士の業務は1400種類もあるとの山崎会長の説明に、大変驚いていました。

「いくつもの士業がある中で行政書士はどのような役割をはたしているのか」という質問には、「お客様の家を建てたいという要望にこたえるため、建設会社が基礎工事、大工工事、屋根工事、壁工事業者等に仕事を振り分けて、1軒の家を完成させるように、又は、総合病院の窓口として、来院した患者さんに内科、外科、眼科等へ案内するように、ご相談の内容により必要な手続き、必要な士業者を紹介しています。行政書士は、建設会社、病院の総合窓口のような役割を果たしています。」

「行政書士は病院の総合窓口という説明は大変わかりやすいですね、何かありましたら長野県行政書士会へ電話していただければよろしいですね。」

「ワンストップサービスで解決の糸口は見つかるものと思いますので、どんなことでも相談していただきたい。」

レポーターと山崎会長の軽妙なやり取りに、5分間のインタビューは、あっという間に終了しました。

文 天野誠子



## 行政書士記念日無料相談会報告

### 佐久支部

2月21日（土）、佐久市勤労者福祉センターにおいて、無料相談会を行いました。午後1時～4時の3時間でした。支部独自の広報活動としては、佐久支部内全11市町村への広報誌への掲載依頼、佐久・小諸市民新聞への掲載依頼を行いました。当日は、天候もよく、開始30分前から相談者が足を運んでくださいました。

相談件数は、全部で7件、内訳は、相続2件、生前贈与1件、遺言3件、契約関係1件でした。そのうち5件は、広報誌を見て来てくださいました。1月1日の相続税制改正で、テレビや雑誌で相続についての特集が増え、心配になってしまった、という方が多いように思いました。また、現在広報部で行っている、SBCラジオでの行政書士PRについて、アンケートを取った結果、車の運転時や農作業の時にラジオを聞いている方が多く、ラジオ媒体での広報活動の有用性を感じました。（広報部 田嶋 亜弥）

### 上田支部

会場確保の都合上午前中のみでしたが、相談者は最初から最後まで途切れることはありませんでした。

昨年8月30日の無料相談会も大盛況でした。お盆、お正月に身内が集う→相続の話題になる（多少モメル）、この直後のタイミングがいいのではないか、という仮説は正しいのではないのでしょうか。

無料相談会を知った媒体のほとんどが市の公報であり、相談内容の多くが相続等の家族問題でした。そんな中、建設業許可相談が1件ありました。今後、法人からの相談を増やしたり、相談から業務依頼につなげる工夫が求められます。（広報部 林 辰幸）





## 諏訪支部

行政書士記念日の前日、2月21日土曜日に茅野市駅前 マリオロイヤル会館にて午前10時から午後4時まで行いました。

去年は岡谷市 諏訪湖ハイツで行いましたが大雪の後で駐車場に苦勞しました。日頃は諏訪での開催が多いため今年は茅野市にしました。駐車場はビルの地下にあり天候に左右されないこともあり決めました。しかし今年は晴れ、2月にしては暖かい日で期待しましたが通常どおりの相談者数でした。相談を受ける会員側は午前と午後の部に分け対応することにしましたが、相談者は午前に集中しました。

内容はいつものことですが増税の絡みもありで相続関係が多かったです。珍しい案件といえばコンビニ店の開店場所に関する法律・条例はないのかという相談です。他系列の店との争いがあるようで何か打つ手はないかと・・・後日、調べてみましたし関係ありそうな商工会議所等にも確認しましたが現時点では「無い」という結論になり、お役に立ちませんでした。何か心当たりあります先生がおりましたら、諏訪支部まで連絡をお願い致します。

(広報部 藤森ひろ子)



## 伊那支部

伊那支部では毎月第2水曜日に無料相談会を開催しております。行政書士記念日前後では、2月4日(水)と3月11日(水)に無料相談会を開催いたしました。相談件数は両日で7件、うち電話によるものが2件でした。

(広報部 東谷 龍也)



## 飯 田 支 部

広報部 宮島裕一

実施日平成27年 2月22日(日) 午後1時より4時まで

会場 飯田勤労者福祉センター

相談委員 6名

相談者 男性 8名 女性 8名 夫婦で見た組 5組

### 相談項目

相談会記事をなんで知ったか、広報いいだ

遺言	2件		
相続	10件		
成年後見	1件		
その他	入管	1件	合計 14件



相談内容

- ・相続税について 相続税、非課税財産、相続時精算課税、の説明
- ・相続人の民法上の順位
- ・1世代超えての相続について
- ・遺言書で公正証書と自筆証書の説明
- ・後見人制度について説明
- ・農地解放後の名義変更について
- ・贈与税について
- ・長男死亡後の他兄弟の名義変更について

相談会場は、1部屋を4箇所に分けそれぞれ4人の相談員が対応する。

午後1時と同時に相談者が訪れ、それぞれの相談者がテーブルにつき相談会が行われた。

相談内容は、やはり相続が一番多く、事前に電話予約していたわけではないが、電話での申し込みは5件ありましたが、いずれも相続の予約でした。

大体1組の相談時間は、30分程度掛かり、4テーブル共待つ組もなくうまく時間配分が出来ました。

4時までの、3時間、全体からみて相談会を開いた効果はあったと思います。



## 松 本 支 部

松本支部では平成27年2月22日午前10時から午後3時までの間、無料相談会を開催しました。

会場は、松本市勤労者福祉センター、安曇野市豊科交流センターきぼう、塩尻市交流センターえんぱーく、大町公民館分館、木曾の日義公民館の5ヶ所でした。

松本市、安曇野市、塩尻市は特に相談が殺到しました。

相談は全体で83件になり、そのうち相続に関する相談は56件に及びました。

相続がらみの不動産の相談も10件ほどあり、合わせると63件になり、相談の割合は75%にもなりました。

ラジオのコマーシャルや新聞、タウン情報による宣伝が行きとどいてきて、相続はひとまず行政書士に相談してみようという流れができていくように感じました。(広報部 天野 誠子)



松本支部無料相談会勤労者福祉センターにて 相談風景



## 長野支部

この度の長野支部での無料相談会では、2月20日から3月4日までの間に3会場で、午後1時から4時まで、5名の相談員が担当し開催されました。当支部では、毎月定期的に開催されていますが、今回は特に「行政書士記念日」ということで、力を入れてきました。かがやき広場の2会場は毎回予約ですが、門前ぶら座はフリーです。結果として、かがやき広場の2会場はそれぞれ3名ずつ、門前ぶら座は11名でした。相談内容は、相続関連が圧倒的に多く会社の問題、年金、傷害、農地利用等1件ずつという結果でした。(広報部 蟹澤 幸子)



## 北信支部

北信支部では2月22日の行政書士の日に合わせ無料相談会を中野市で開催しました。例年この時季は雪の日が多いのですが、この日は晴天に恵まれ暖かい日でした。

2組の相談者があり、県会のホームページを見て遠方の長野市から来たという方もいらっしゃいました。(広報部 大前進一郎)



長野県行政書士会のホームページについて

お知りませ  
サイトマップ  
お問い合わせ  
お気軽にお問い合わせください  
TEL 026-224-1300

長野県行政書士会

ビジネスをサポートする行政書士  
適切なアドバイスや申請書作成を行政書士が行います。

ホーム HOME    行政書士とは Administrative scrivener    組織概要 About Us    行政書士の業務 Descriptive pamphlet    相談窓口 Inquiry counter    行政書士 Introduction of me

無料相談会  
行政書士無料相談会（平成27年3月18日開催）  
今年も始まりました定期的無料相談会  
その他の相談会

会員へのお知らせ  
会員専用ページ

日本行政書士連合会  
暮らしを支える、4万人の力。

認識のチキヤパン!  
中嶋豊先生の信州山歩き地図

こんな事で困っていませんか  
遺産の相続、遺言書作成、相談  
遺言相続相談・遺言書作成、成年後見制度などあなたの身近な法律家として、行政書士をご利用ください。  
ビジネスをサポートする行政書士  
株式会社や個人事業主などを設立する際は、私たち行政書士をご利用下さい。適切なアドバイスや書類の作成、手続きをお手伝いします。  
国際社会に向けて  
外国人を雇用するために対応、在留資格の取得・変更、更新など行政書士が取得代行を行います。  
日常のお困りごと解決のお手伝い  
さまざまな必要書類を作成し、円滑な手続きをお手伝いします。

行政書士の業務    相談窓口

最新情報  
お知らせ 2014年10月14日  
ホームページをリニューアルしました。  
無料相談会 2015年02月24日  
行政書士無料相談会（平成27年3月18日開催）  
活動報告 2013年02月17日  
イオン南松本店での広報活動

活動報告  
イオン南松本店での広報活動  
もっと見る

行政書士ランダム紹介  
柳澤 光典  
佐久支部  
0267-31-6224  
林 辰華  
上田支部  
0268-23-8668  
伊藤 日出男  
新田支部  
0265-22-3958  
林 健介  
松本支部  
0264-24-2766  
鈴木 秀一  
長野支部  
026-263-3336  
藤森 ひろ子  
岡谷支部  
0266-58-5315  
吉田 靖史  
伊那支部  
0265-83-9406  
廣瀬 繁  
北信支部  
0269-87-3215

行政書士の紹介

ページトップ

HOME    組織概要    行政書士の仕事    相談窓口    行政書士の紹介  
お知らせ    活動報告    無料相談会    お問い合わせ    個人情報取り扱い  
サイトマップ    会員専用

長野県行政書士会  
〒380-0836  
長野市大字南長野南通り1009-3  
TEL (026) 224-1300  
FAX (026) 224-1305

Copyright (C)2014 長野県行政書士会 All Rights Reserved.    created by zohel.co.,ltd

写真の提供をお願いいたします。

写真や事務所情報をご提供ください。



=====

昨年10月、長野県行政書士会のホームページがリニューアルされました。充実した使いやすいホームページになるよう、広報部では、現在もホームページの更新作業を日々おこなっております。今回のリニューアルの目的は、

①ブラウザによる文字化けを改善し、スマホやタブレットに対応すること

②一般の方、会員の方が使いやすいホームページにすること

以上に重点を置いてリニューアルをいたしました。また、

③ホームページが仕事に繋がること

④ホームページのバージョンアップが容易であること

についても考慮いたしました。

今後の方向として、カレンダー機能やダイレクトメール機能を用意することで、研修会や無料相談会等の日程確認が容易になったり、業務に関するQ&Aを提供できるようにと考えております。

既に活用をいただいている行政書士紹介のページについても充実をさせていきたいと考えておりますので、会員の皆様のご協力をお願いいたします。

◎ホームページ、行政書士紹介についてのお問い合わせは、

0265-98-9081 (広報部 東谷龍也)

E-mail info@higasitani.jp

# お 知 ら せ

## 平成26年度行政書士試験合格者について

平成26年度行政書士試験合格者は、下記のとおりです。  
合格おめでとうございます。

3910002	3910010	3910021	3910045	3910051
3910059	3910069	3910078	3910091	3910125
3910134	3910137	3910183	3910186	3910199
3910206	3910218	3910219	3910243	3910265
3910346	3910380	3910384	3910395	3920013
3920036	3920041	3920046	3920052	3920056
3920066	3920068	3920075	3920077	3920104
3920129	3920137	3920150	3920153	3920180
3920190	3920203	3920233	3930026	3930027
3930037	3930045	3930048	3930071	

	受験申込者数	受験者数	合格者数	合格率
長野県	817	644	49	7.61%
全国	62,172	48,869	4,043	8.27%

## 平成27年度 定時総会・定期大会のご案内

長野県行政書士会・長野県行政書士政治連盟では、平成26年度の事業報告、決算報告及び平成27年度の事業計画案、予算案などについて審議するため、下記のとおり定時総会・定期大会を開催しますので、各支部の代議員の方の出席をお願いします。

日 時 平成27年5月22日（金）午前10時～（予定）

場 所 ホテル国際21  
長野市県町576（TEL：026-234-1111）

平成27年3月30日

会 員 各 位

長野県行政書士会  
選挙管理委員長 宮 原



平成27年度会長選挙のお知らせ

長野県行政書士会会長選任規則第11条の規定に基づく長野県行政書士会会長選挙を下記のとおり実施しますのでお知らせします。

なお、選挙日程等詳細につきましては、会長選挙告示後支部長あてに別途通知します。

記

- 1 選挙告示 平成27年4月6日（月）
- 2 選挙期日 平成27年5月22日（金）
- 3 選挙場所 長野市県町576 「ホテル国際21」
- 4 立候補の届出  
会長立候補（様式第1号）に会長候補者推薦書（様式第2号）を添えて直接選挙管理委員会に届け出ること。
- 5 立候補届出期間  
立候補届出開始日：平成27年4月16日（木）  
立候補届出締切日：平成27年4月22日（水）



## 行政書士法制定60周年記念DVDの注文

行政書士のPR用DVDの注文を受け付けます。地域の福祉活動に又ご自分の職域の確保に、「相続」が「争族」にならないようにとわかり易い内容となっています。

申し込みは、1部1,000円、送料は別となります。

(FAX 026-224-1305)



1部 1,000円  
(送料 別)

----- 申 込 書 -----

\_\_\_\_\_ 支 部 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 部購入 (送料は自己負担) \_\_\_\_\_

## 行政書士 PR 用パンフレットの注文

行政書士のPR用パンフレットの注文を受け付けています。名刺と共に、又名刺代わりにご活用頂きたいと思えます。申し込みは、100部単位で、1部は15円とします。(FAX 026-224-1305)

----- 申 込 書 -----

\_\_\_\_\_ 支 部 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 部購入 (送料は自己負担) \_\_\_\_\_



## 幹 旋 物 一 覧 表

品 名	価 格	備 考
書 類 作 成 印	2,600円	
行 政 書 士 徽 章 (ネジ)	2,650円	送料実費
行 政 書 士 徽 章 (タイタック)	2,650円	〃
事 件 簿 用 紙	300円	〃
領 収 書	700円	〃
戸 籍 謄 本 等 職 務 上 請 求 書 (新様式・A4版)	800円	「購入申込書」と「誓約書」で注文願います。 送料実費
自 然 公 園 法 の 手 引	1,000円	〃
新 会 社 法 パ ー ト 2 (H18. 8. 11)	1,500円	〃

# 会 議 報 告

## □保健生活安全部会

- 1 と き 平成27年1月19日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 吉田副会長、和田部長、柳澤副部長、福井部員
- 4 会議事項
  - (1) 平成26年度事業及び決算について
  - (2) 平成27年度事業計画・予算案について
  - (3) 県庁へ訪問

## □神奈川会賀詞交歓会

- 1 と き 平成27年1月20日(火)
- 2 と ころ 横浜市、横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ
- 3 出 席 者 坂本副会長

## □東京入管後援外国人を対象とした無料相談会

- 1 と き 平成27年1月20日(火)
- 2 と ころ 東京都、東京入管本庁舎
- 3 出 席 者 赤羽部長

## □企画研修部研修会

- 1 と き 平成27年1月21日(水)
- 2 と ころ 松本市、ホテルモンターニュ松本
- 3 出 席 者 山崎会長、佐藤副会長、白井部長、永村副部長、井出部員、会員46名
- 4 研修内容・講師
  - (1) 行政書士と法律・二瓶市民法務副部長
  - (2) コンプライアンス等・山本総務部長
  - (3) 行政書士業務と業際関係・石井法規監察部長

## □山梨会賀詞交歓会

- 1 と き 平成27年1月21日(水)
- 2 と ころ 甲府市、ベルクラシック甲府
- 3 出 席 者 山崎会長

## □農林部会

- 1 と き 平成27年1月22日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 坂本副会長、若林部長、石川副部長、小島部員
- 4 会議事項
  - (1) 事例研修会の案の作成について
  - (2) その他

## □建設部会

- 1 と き 平成27年1月27日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 坂本副会長、香坂部長、原田副部長、仲村部員
- 4 会議事項
  - (1) 実務研修会の開催計画について
  - (2) 建設事務所訪問計画について
  - (3) 県庁訪問
  - (4) その他

## □理事会

- 1 と き 平成27年1月28日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山崎会長、坂本、佐藤、山本、吉田各副会長、荻原、日野、若林、関、赤羽、二瓶、宮島、深澤、小野、石井、白井、小林、蟹澤、高田各理事、小畑監事
- 4 会議事項
  - (1) 選挙管理委員の承認について
  - (2) 綱紀案件について
  - (3) その他

## □県国際課主催平成26年度外国人住民相談員研修会

- 1 と き 平成27年2月5日(木)
- 2 と ころ 松本市、松本合同庁舎

3 出席者 吉田副会長

4 研修内容

- (1) 在留資格の概要と相談事例から
- (2) ケーススタディ

#### □保健生活安全部・長野支部・北信支部産廃風営部会共催研修会

1 と き 平成27年2月5日(木)

2 ところ 長野市、会館

3 出席者 吉田副会長、和田部長、柳澤副部長、会員15名

4 研修内容・講師

風俗営業許可申請に付随する手続について・  
長野市消防局予防課長、長野市役所建設部建築指導課長、和田英幸保健生活安全部長

#### □ADR 手続実施者研修会

1 と き 平成27年2月5日(木)

2 ところ 長野市、会館

3 出席者 荻原委員長、深澤副委員長、手続実施者5名、会員4名

4 研修内容・講師

スキルトレーニング④、⑤

講師：上級手続実施者

#### □選挙管理委員会

1 と き 平成27年2月10日(火)

2 ところ 長野市、会館

3 出席者 山崎会長、齊藤、宮原、奥村、春日、有賀、原田各委員

4 会議事項

- (1) 委嘱状交付
- (2) 役員選出
- (3) 平成27年5月の会長選挙について
- (4) その他

#### □総務部会

1 と き 平成27年2月12日(木)

2 ところ 長野市、会館

3 出席者 山本部長、日野副部長、関、竹瀝、河西、高田各部員

4 会議事項

- (1) 平成27年度予算について
- (2) コンプライアンスマニュアルの編集について
- (3) その他

#### □暴力団等排除対策委員会意見交換会

1 と き 平成27年2月13日(金)

2 ところ 長野市、会館

3 出席者 長野県警刑事部組織犯罪対策課青木 様、神林 様、(公財)長野県暴力追放県民センター事務局長様、東京会中西会長他6名、山崎会長、坂本、佐藤、山本、吉田各副会長

4 会議事項

- (1) 最近の暴力団情勢について
- (2) 意見交換
- (3) その他

#### □市民法務部研修会

1 と き 平成27年2月14日(土)

2 ところ 長野市、会館

3 出席者 佐藤副会長、小野部長、二瓶副部長、大塚部員、会員22名

4 研修内容・講師

第2回「行政不服審査法及び行政法」講座・  
信州大学法科大学院特任教又坂常人先生

#### □建設部会

1 と き 平成27年2月16日(月)

2 ところ 長野市、会館

3 出席者 坂本副会長、香坂部長、原田副部長、良川長野支部建設部会長

4 会議事項

- (1) 実務研修会の開催及び研修内容の検討について
- (2) 平成26年度事業実績及び平成27年度事業計画・予算案の作成について
- (3) その他

## □広報部会

- 1 と き 平成27年2月17日(火)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 佐藤副会長、蟹澤部長、林副部長、田嶋、藤森、東谷、宮島、天野、大前各部員
- 4 会議事項
  - (1) 会報127号について
  - (2) 平成27年度事業計画(案)及び予算(案)について

## □国際部・長野支部国際部会共催研修会

- 1 と き 平成27年2月18日(水)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 吉田副会長、赤羽部長、三浦副部長、春日部員、会員18名
- 4 研修内容・講師
  - (1) 帰化申請について・長野地方法務局戸籍課長 関孝志様
  - (2) 「国籍取得」三浦国際副部長

## □関東地方社会保険未加入対策推進協議会

- 1 と き 平成27年2月18日(水)
- 2 ところ さいたま市、さいたま新都心合同庁舎
- 3 出席者 香坂建設部長
- 4 議 事
  - (1) 全国協議会の議事内容紹介
  - (2) 加入促進計画に係る各団体の取り組み状況について

## □綱紀委員会

- 1 と き 平成27年2月19日(木)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 村上委員長、小林副委員長、寺島職務代理人、和田、赤羽、土屋、塚田各委員
- 4 会議事項

- (1) 綱紀案件の報告
- (2) 会費滞納者の聴取について
- (3) その他

## □運輸交通部・長野支部運輸交通部共催研修会

- 1 と き 平成27年2月19日(木)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 坂本副会長、小林部長、大野部員、会員21名
- 4 研修内容・講師
  - (1) 交通事故被害での「自賠責申請に関わる異議申立て要領等の実務」について・運輸交通部員 大野征也先生
  - (2) 自動車登録の実務について・運輸交通部長 小林一夫先生

## □支部環境部会長連絡会議

- 1 と き 平成27年2月20日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 佐藤副会長、清水部長、中山副部長、平賀部員、小泉、柳澤、常盤、春日、深澤、原田、廣瀬各部会長
- 4 会議事項
  - (1) 環境部の来年度の事業に対する要望全般
  - (2) 環境部の研修内容について
  - (3) 環境関係の業務上の課題について
  - (4) その他

## □環境部会

- 1 と き 平成27年2月20日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 佐藤副会長、清水部長、中山副部長、平賀部員
- 4 会議事項
  - (1) 平成27年度事業計画及び予算について
  - (2) その他

## □茨城会賀詞交歓会

- 1 と き 平成27年2月22日(日)
- 2 ところ 水戸市、水戸京成ホテル

3 出席者 山崎会長

### □関地協総務担当者会議

- 1 と き 平成27年2月23日(月)
- 2 ところ 東京都、日行連会議室
- 3 出席者 山崎会長、山本部長、日野副部長、大日方事務局長
- 4 議題
  - (1) 単位会で取組んでいる行政書士倫理について
  - (2) その他

### □関地協広報担当者会議

- 1 と き 平成27年2月23日(月)
- 2 ところ 東京都、日行連会議室
- 3 出席者 山崎会長、林副部長、東谷部員、大日方事務局長
- 4 議題
  - (1) 各単位会で取組んでいる広報活動について
  - (2) その他

### □支部保健生活安全部会長連絡会議

- 1 と き 平成27年2月24日(火)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 吉田副会長、和田部長、柳澤副部長、福井部員、中山、常盤、細田、太田、原田、廣瀬各部会長
- 4 会議内容
  - (1) 平成27年度事業計画について
  - (2) 各支部の事業計画等について
  - (3) その他

### □長野県社会福祉協議会主催信州パーソナル・サポート・モデル事業第2回大北地域連絡会

- 1 と き 平成27年2月24日(火)
- 2 ところ 大町市、大町市総合福祉センター
- 3 出席者 小野市民法務部長
- 4 会議内容
  - (1) 生活困窮者自立促進支援モデル事業の取り組み経過について

- (2) 子どもや若者を取りまく生活問題と継続的な支援について

### □市民法務部会

- 1 と き 平成27年2月25日(水)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 佐藤副会長、小野部長、二瓶副部長、大塚部員
- 4 会議事項
  - (1) 平成27年度事業計画及び予算について
  - (2) その他

### □企画研修部研修会

- 1 と き 平成27年2月25日(水)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 佐藤副会長、臼井部長、永村副部長、井出部員、会員12名
- 4 研修内容・講師  
「日行連研修ビデオ・オン・デマンド研修」の予備知識と実習・企画研修部臼井部長、井出部員

### □企画研修部会

- 1 と き 平成27年2月25日(水)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 佐藤副会長、臼井部長、永村副部長、井出部員
- 4 会議事項
  - (1) 平成27年度事業計画(案)及び予算(案)について
  - (2) その他

### □ADR特別委員会

- 1 と き 平成27年2月25日(水)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 萩原委員長、深澤副委員長、小林委員
- 4 会議事項
  - (1) 平成27年度事業計画及び予算について
  - (2) その他

## □支部国際部会長連絡会議

- 1 と き 平成27年2月26日(木)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 吉田副会長、赤羽部長、三浦副部長、春日部員、井出、高井、和田、片桐、天野、中山、西澤各部会長
- 4 会議事項
  - (1) 平成27年度事業計画について
  - (2) 各支部の事業計画等について
  - (3) その他

## □農林部・松本支部農地部会共催研修会

- 1 と き 平成27年2月27日(金)
- 2 ところ 松本市、松本市勤労者福祉センター
- 3 出席者 坂本副会長、若林部長、石川副部長、小島部員、会員22名
- 4 研修内容・講師
  - (1) 開発申請時等に必要雨量計算について(浸透枘等)・(株)ホクエツ本社設計部部長 森橋英幸 様
  - (2) 農地関係業務のための1問1答・農林部員

## □運輸交通部会

- 1 と き 平成27年2月28日(土)
- 2 ところ 松本市、松本市勤労者福祉センター
- 3 出席者 坂本副会長、小林部長、北原副部長、大野部員
- 4 会議事項
  - (1) 平成27年度事業計画及び予算について
  - (2) その他

## □運輸交通部・松本支部運輸交通部会共催の自動車登録と車庫申請の実務研修会

- 1 と き 平成27年2月28日(土)
- 2 ところ 松本市、松本市勤労者福祉センター

- 3 出席者 坂本副会長、小林部長、北原副部長、大野部員、会員17名
- 4 研修内容・講師
  - (1) 特別な登録の手続き
  - (2) 登録の添付書類
  - (3) 車庫申請Q&A
  - (4) 出張封印の現状講師：運輸交通部長 小林一夫 先生

## □弁護士会とのADRセンター運営における協議

- 1 と き 平成27年3月2日(月)
- 2 ところ 長野市、弁護士会館
- 3 出席者 長野県弁護士会山崎士業対策委員長、中村、金子各副会長、他3名、荻原委員長、深澤副委員長、小林委員、赤羽国際部長、吉田副会長
- 4 内容  
ADRセンター運営における弁護士との協定について

## □成年後見制度にかかるシンポジウム

- 1 と き 平成27年3月2日(月)
- 2 ところ 東京都、日行連
- 3 出席者 小野市民法務部長
- 4 タイトル 成年後見制度における行政書士の役割

## □国際部研修会(事例研究会)

- 1 と き 平成27年3月6日(金)
- 2 ところ 松本市、ホテルモントーニュ松本
- 3 出席者 吉田副会長、赤羽部長、三浦副部長、春日部員、会員12名、他県22名

## □ADR特別委員会

- 1 と き 平成27年3月9日(月)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山崎会長、荻原委員長、深澤副委員長、小林委員
- 4 会議事項

- (1) 弁護士会の協議を受けて
- (2) その他

### 日行連ADR調停人講師養成研修 (東京)

- 1 と き 平成27年3月9日(月)～11日(水)
- 2 と ころ 東京都、日行連
- 3 出 席 者 二瓶市民法務副部長

### 総務部会

- 1 と き 平成27年3月10日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山崎会長、山本部長、日野副部長、関、竹渕、河西、高田各部員
- 4 会議事項

- (1) コンプライアンスマニュアルの編集について
- (2) 平成27年度予算(案)について
- (3) 長野県行政書士会会長選任規則の一部を改正する規則(案)について
- (4) その他

### 正副会長会

- 1 と き 平成27年3月10日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山崎会長、坂本、佐藤、山本、吉田各副会長
- 4 会議事項
  - (1) 3月17日開催の理事会の議題について
  - (2) その他



## 支部長選任のための選挙管理委員会が発足

平成 26 年度諏訪支部総会において支部長選任規定が承認され、次期からは支部長は選挙で選任することになりました。平成 27 年度は役員改選の年であり、1 月 23 日選挙管理委員会が発足致しました。

選挙管理委員は 7 名（現在の支部理事から 2 名と一般会員から 5 名）で、坂本支部長から委嘱状を受け取りました。任期は発足日より総会終了までの数か月間ではありますが、何分初めての試みで委嘱されました先生方は緊張されておりました。

会が発足しましたので、準備段階に入り選任規定に基づき手続きが進んでいきますが、立候補者が立つのか、選挙になるのか、どうなるのか、まだ白紙の状態です。これからの動向は機会がありましたら報告させていただきます。

（広報 藤森）





## 第9回隣接士業政治連盟懇談会（報告）

長野県行政書士政治連盟

幹事長 二瓶 裕史

平成27年1月23日、ホテルメトロポリタン長野において第9回目となる隣接士業政治連盟懇談会が開催されました。この懇談会は長野県税理士政治連盟・長野県社会保険労務士政治連盟・長野県行政書士政治連盟の



三者で各業界や政治連盟が抱える課題や展望などについて意見交換を行うという、全国的に見ても数少ない画期的なものとなっています。

今回も資格制度（無試験者に対する資格付与の問題等）や会費滞納者への対応等、各政治連盟共通の問題について多くの意見交換がなされました。また、長野県税理士政治連盟からは、本会理事と政治連盟幹事が兼務することへの問題提起もなされ、当政治連盟としても考えさ

せられるものとなりました。

最後には、今後とも三者が良好な協力関係を保ち、引き続き意見交換をしていくことが確認されました。

（写真上：今年度は当政治連盟が当番会だったため、会議では和田会長が座長を務めました。）

（写真下：当政治連盟の活動について説明をする二瓶幹事長。）



# 会 員 の 動 き

※個人情報保護のため掲載事項を省略いたしました。

## — 入会者 — 個人会員

所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)	所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)
北信支部	27. 2. 1	黒岩 竜洋	中野市	上田支部	27. 2. 15	土屋 清美	東御市
松本支部	27. 3. 1	望月 清永	東筑摩郡麻績村	長野支部	27. 3. 1	宮尾三峰浩	長野市
佐久支部	27. 3. 1	掛川 浩邦	北佐久郡立科町				

## — 退会者 —

所属支部	氏 名	退 年 月 日	所属支部	氏 名	退 年 月 日	所属支部	氏 名	退 年 月 日
佐久支部	林 誠	27. 1. 31	長野支部	風間 邦光	27. 2. 28	飯田支部	倉田 吉明	27. 2. 13
諏訪支部	濱 利雄	27. 2. 16	上田支部	赤尾 元	27. 3. 11	諏訪支部	岩下 咲恵	27. 3. 13

## 編 集 後 記

佐藤勉副会長、蟹沢幸子部長、この頼もしいリーダーの下県内8支部の広報部員が、2年間広報を進めてきました。

印象に残るのは、県内各支部の協力を得ての行政書士の日2月22日を記念する無料相談会、ラジオによる広報、ホームページの再構築でした。

ホームページは林辰幸副部長と東谷龍也部員、この2人に引っ張っていただき、全国的にも自慢できるホームページになりました。

行政書士としてベテランの藤森ひろ子部員、いぶし銀の宮島裕一部員、若いけれど広報の経験豊富な田嶋亜弥部員、まじめな好青年大前進一郎部員。

長野県のあの支部にあの人がいると思うと、広く感じていた長野県がとても狭く近く感じます。

県内各支部の皆様方、及び長野県行政書士会事務局のご理解とご協力に、そしてよき仲間とともに2年間広報にかかわらせていただいたことに心から感謝します。

ありがとうございました。

文 天野誠子

<b>発行所</b>	長野県行政書士会		
	〒380-0836 長野市南県町1009-3		
	TEL 026 (224) 1300	FAX 026 (224) 1305	
	ホームページ	<a href="http://www.nagano-gyosei.or.jp">http://www.nagano-gyosei.or.jp</a>	
	メールアドレス	gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp	
<b>発行者</b>	会 長	山崎 隆二	
<b>編集者</b>	広報部長	蟹澤 幸子	
		印刷 三和印刷(株)	

各都道府県行政書士会名簿

No.	事務局名	郵便番号	住所①	住所②	TEL	FAX	メールアドレス
1	北海道行政書士会	060-0001	北海道札幌市中央区北1条西10-1-6	北海道行政書士会館	TEL 011-221-1221	FAX 011-281-4138	gyosei@mr.d.biglobe.ne.jp
2	秋田県行政書士会	010-0951	秋田県秋田市山王4-4-14	秋田県教育会館4F	TEL 018-864-3098	FAX 018-865-3771	gn-akita@msd.biglobe.ne.jp
3	岩手県行政書士会	020-0024	岩手県盛岡市菜園1-3-6	農林会館5F	TEL 019-623-1555	FAX 019-651-9655	webmaster@iwater-gyosei.jp
4	青森県行政書士会	030-0966	青森県青森市花園1-7-16		TEL 017-742-1128	FAX 017-742-1422	amori-kai@gyosei.or.jp
5	福島県行政書士会	963-8811	福島県郡山市方八町2-13-9		TEL 024-942-2001	FAX 024-942-2005	info@fukushima-gyosei.jp
6	宮城県行政書士会	980-0803	宮城県仙台市青葉区国分町3-3-5		TEL 022-261-6768	FAX 022-261-0610	miyagyou@cocoa.ocn.ne.jp
7	山形県行政書士会	990-2432	山形県山形市荒瀬町1-7-8		TEL 023-642-5487	FAX 023-622-7624	info@y-gyosei.jp
8	東京都行政書士会	153-0042	東京都目黒区青葉台3-1-6	山形県行政書士会館 行政書士会館1F	TEL 03-3477-2881	FAX 03-3463-0669	togyosei@crocus.ocn.ne.jp
9	神奈川県行政書士会	231-0023	神奈川県横浜市中央区山下町2	産業貿易センタービル7F	TEL 045-641-0739	FAX 045-664-5027	gyosei@kana-gyosei.or.jp
10	千葉県行政書士会	260-0013	千葉県千葉市中央区中央4-13-10	千葉県教育会館4F	TEL 043-227-8009	FAX 043-225-8634	gn-chiba@chiba-gyosei.or.jp
11	茨城県行政書士会	310-0852	茨城県水戸市笠原町978-25	開発公社ビル5F	TEL 029-305-3731	FAX 029-305-3732	info@ibaraki-gyosei.or.jp
12	栃木県行政書士会	320-0046	栃木県宇都宮市西一の沢町1-22	栃木県行政書士会館	TEL 028-635-1411	FAX 028-635-1410	gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
13	埼玉県行政書士会	330-0062	埼玉県さいたま市浦和区仲町3-11-11	埼玉県行政書士会館	TEL 048-833-0900	FAX 048-833-0777	sg1sa@nth.biglobe.ne.jp
14	群馬県行政書士会	371-0017	群馬県前橋市日吉町1-8-1	前橋商工会議所4F	TEL 027-234-3677	FAX 027-233-2943	office@gunma-gyosei.jp
15	長野県行政書士会	380-0836	長野県長野市南県町1009-3	長野県行政書士会館	TEL 026-224-1300	FAX 026-224-1305	gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp
16	山梨県行政書士会	400-0031	山梨県甲府市丸の内3-27-5	山梨県行政書士会館	TEL 055-237-2601	FAX 055-235-6837	office@y-gyosei.jpn.org
17	静岡県行政書士会	420-0856	静岡県静岡市葵区駿府町2-113	静岡県行政書士会館	TEL 054-254-3003	FAX 054-254-9368	shizuoka@sz-gyosei.jp
18	新潟県行政書士会	950-0911	新潟県新潟市中央区笹口3-4-8	新潟県行政書士会館	TEL 025-255-5225	FAX 025-249-5311	info@niigata-gyousei.or.jp
19	愛知県行政書士会	461-0004	愛知県名古屋市中区東区葵1-15-30	愛知県行政書士会館	TEL 052-931-4068	FAX 052-932-3647	info@aichi-gyosei.or.jp
20	岐阜県行政書士会	500-8113	岐阜県岐阜市金園町1-16	NCリンクビル3F	TEL 058-263-6580	FAX 058-264-9829	honkai@gifu-gyosei.or.jp
21	三重県行政書士会	514-0006	三重県津市広明町349-1	いけだビル2F	TEL 059-226-3137	FAX 059-226-4707	gn-mie@muc.biglobe.ne.jp
22	福井県行政書士会	910-0005	福井県福井市大手3-7-1	福井県協働ビル6F-604	TEL 0776-27-7165	FAX 0776-26-6203	gn-fukui@mtc.biglobe.ne.jp
23	石川県行政書士会	920-8203	石川県金沢市鞍月2-2	石川県繊維会館3F	TEL 076-268-9555	FAX 076-268-9556	office@ishikawagyousei.org
24	富山県行政書士会	930-0085	富山県富山市丸の内1-8-15	余川ビル2F	TEL 076-431-1526	FAX 076-431-0645	gytmaebf@image.ocn.ne.jp
25	滋賀県行政書士会	520-0056	滋賀県大津市末広町2-1	滋賀県行政書士会館	TEL 077-525-0360	FAX 077-528-5606	shigakai@gyosei-shiga.or.jp
26	大阪府行政書士会	540-0024	大阪府大阪市中央区南新町1丁目3番7号		TEL 06-6943-7501	FAX 06-6941-5497	info@osaka-gyoseishoshi.or.jp
27	京都府行政書士会	601-8034	京都府京都市南区東九条南河辺町85-3		TEL 075-692-2500	FAX 075-692-3600	info@kyoto-shoshi.jp
28	奈良県行政書士会	630-8241	奈良県奈良市高天町10-1	(株) T.ビル3F	TEL 0742-95-5400	FAX 0742-26-6400	gyosei@gyoseinara.or.jp
29	和歌山県行政書士会	640-8155	和歌山県和歌山市九番丁1	中谷ビル2F	TEL 073-432-9775	FAX 073-432-9787	waka_gyosei@galaxy.ocn.ne.jp
30	兵庫県行政書士会	650-0044	兵庫県神戸市中央区東川崎町1-1-3	神戸クリスタルタワー13F	TEL 078-371-6361	FAX 078-371-4715	gyoseishoshi@hyogokai.or.jp
31	鳥取県行政書士会	680-0845	鳥取県鳥取市富安2-159	久本ビル5F	TEL 0857-24-2744	FAX 0857-24-8502	gn-tottori@lime.ocn.ne.jp
32	島根県行政書士会	690-0887	島根県松江市殿町2番地	第2分庁舎内	TEL 0852-21-0670	FAX 0852-27-8244	clerk@kyoninka.or.jp
33	岡山県行政書士会	700-0822	岡山県岡山市北区表町3-22-22	岡山県行政書士会館	TEL 086-222-9111	FAX 086-222-9150	jimukyoku@okayama-gyosei.or.jp
34	広島県行政書士会	730-0037	広島県広島市中区中町8-18	広島クリスタルプラザ10F	TEL 082-249-2480	FAX 082-247-4927	gn-hirosima@nua.biglobe.ne.jp
35	山口県行政書士会	753-0048	山口県山口市駅通り2-4-17	山口県林業会館2F	TEL 083-924-5059	FAX 083-924-5197	gn-yamaguti@nsl.biglobe.ne.jp
36	香川県行政書士会	761-0301	香川県高松市林町2217-15	香川産業顕化センター4F 407号	TEL 087-866-1121	FAX 087-866-1018	gyosei-gyomu@k-gyosei.net
37	徳島県行政書士会	770-0873	徳島県徳島市東沖洲2-1-8(ヨリビ)沖洲内)		TEL 088-679-4440	FAX 088-679-4443	gn-tokushima@ked.biglobe.ne.jp
38	高知県行政書士会	780-0935	高知県高知市旭町2-59-1	アサヒプラザ2F	TEL 088-802-2343	FAX 088-873-4447	info@kochi-gyosei.jp
39	愛媛県行政書士会	790-0877	愛媛県松山市錦町98-1	愛媛県行政書士会館	TEL 089-946-1444	FAX 089-941-7051	ehime@e-gyosei.or.jp
40	福岡県行政書士会	812-0045	福岡県福岡市博多区東公園2-31	福岡県行政書士会館	TEL 092-641-2501	FAX 092-641-2503	gn-fukuoka@mrrh.biglobe.ne.jp
41	佐賀県行政書士会	849-0937	佐賀県佐賀市鍋島3-15-23	福岡県行政書士会館	TEL 0952-36-6051	FAX 0952-32-0227	sagaslct@orange.ocn.ne.jp
42	長崎県行政書士会	850-0031	長崎県長崎市桜町3-12	佐賀県行政書士会館	TEL 095-826-5452	FAX 095-828-2182	info@gyosei-nagasaki.com
43	熊本県行政書士会	862-0956	熊本県熊本市水前寺公園13-36	中尾ビル5F	TEL 096-385-7300	FAX 096-385-7333	gn-kumamoto@nud.biglobe.ne.jp
44	大分県行政書士会	870-0045	大分県大分市城崎町1-2-3	大分県住宅供給公社ビル3F	TEL 097-537-7089	FAX 097-535-0622	oita7089@kjb.biglobe.ne.jp
45	宮崎県行政書士会	880-0013	宮崎県宮崎市松橋1丁目2-18	新井ビル2F	TEL 0985-24-4356	FAX 0985-29-4195	jimu00@mz-gyousei.org
46	鹿児島県行政書士会	890-0062	鹿児島県鹿児島市与次郎2-4-35	KSC鴨池ビル202	TEL 099-253-6500	FAX 099-213-7033	kyosei@po.minc.ne.jp
47	沖縄県行政書士会	901-2132	沖縄県浦添市伊祖4-6-2	沖縄県行政書士会館	TEL 098-870-1488	FAX 098-876-8411	gyousei@rice.ocn.ne.jp

## 【特別価格・送料無料】好評図書のご案内



### 法律から見た農業支援の実務

農地の確保・利用から、農業生産法人設立、6次産業化支援まで

高橋宏治 編著 2014年11月刊 A5判 276頁 定価2,484円 → 特価2,240円

- 大変換期にある農業を支援する土業のための入門書。
- 「経営計画策定」から「農地確保」、「法人化（農地法関連、税法関連）」、「労務管理」、「相続・経営承継における税務」までに至る包括的な支援をこの一冊でカバー。「6次産業化」や「ブランド化・輸出」についても解説。



### Q&A 農地・森林に関する法律と実務

登記・届出・許可・転用

末光祐一 著 2013年5月刊 A5判 616頁 定価6,048円 → 特価5,440円

- 実務で直面する「実践的な16問」をまとめた一冊。
- 先例・判例を多数収録。申請書・契約書のひな形も収録。
- 農地法、森林法のみならず関連する都市計画法、道路法、建築基準法等についても解説。



### 注解・判例 出入国管理実務六法 平成27年版

出入国管理法研究会 編 2014年11月刊 A5判上製箱入 1,520頁 定価5,832円 → 特価5,250円

- 関連する約170本の法令・訓令、条約等を集約。
- 基本法令には参照条文、逐条解説、参考判例要旨を掲記。
- 最新版では、平成26年法律第74号改正の概要に加え「在留資格に関わる改正条文の新旧対照表」を収録。



### 平成27年版 戸籍実務六法

日本加除出版法令編纂室 編 2014年10月刊 A5判上製箱入 1,760頁 定価4,212円 → 特価3,790円

- 戸籍実務に欠かせない、140法令を網羅した好評六法。
- 渉外実務・相続実務に欠かせない外国法令・旧法令も収録。
- 主要法令には、先例判例要旨・参照条文等の役立つ情報を併記。



### 最新 体系・戸籍用語事典

法令・親族・戸籍実務・相続・旧法

南敏文 監修 高妻新 著 青木惺 補訂 2014年10月刊 A5判上製箱入 804頁 定価9,072円 → 特価8,160円

- わが国の戸籍制度・実務を余すところなく記載した、戸籍実務における「空前絶後の書」。
- 事典として記述が進められているが体系書としても活用することのできる、「戸籍制度の幹及び細部の両方を理解できる」類のないユニークな事典。



FAX注文書

FAX 03-3953-2061

(価格は税込)

特典コード 203329

FAXの送信間違いには、十分ご注意ください。※商品のお届け方法は郵送となります。

書名	特価(税込)	部数	書名	特価(税込)	部数
法律から見た農業支援の実務 40570 法農	2,240円	冊	平成27年版 戸籍実務六法 50001 27六法	3,790円	冊
Q&A 農地・森林に関する法律と実務 40509 農地森林	5,440円	冊	最新 体系・戸籍用語事典 40063 用語	8,160円	冊
注解・判例 出入国管理実務六法 平成27年版 50003 27入管	5,250円	冊			

フリガナ お名前	
ご住所	〒
	E-mail:
	TEL:
	FAX:

※ご記入いただいた個人情報、ご注文いただいた商品の発送、お支払い確認などの連絡および弊社からの各種ご案内(刊行物のDM・アンケート調査など)以外の目的には利用いたしません。

日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 <http://www.kajo.co.jp/>  
TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061 (営業部)  
営業時間: 月～金(祝日は除く) 9:00～17:00